

523

47



始



作らるべき東京

田川大吉郎著

523-47



田川大吉郎著

べき東京

大正
12.12.20
内交

序

本編は、私が同志と共に、東京市の復興計畫に就て語り合ふた、その記録、その要旨である。

會した場所は、私の宅もあり、私の宅で無い場合もあつたが、會した人々は、いづれも私の親しい、平生昵近の間柄であつた。但、その人々の種類は、宗教家もあれば、教育家もあり、新聞記者もあれば、銀行會社員もあり、辯護士もあれば、代議士もあり、年たけた人ばかりで無く、年少氣鋭の學生もあり、男子ばかりで無く、婦人もあり、要するに種々雑多であつた。その種々雑多の人達が互に位地の高下、年の長幼、趣味性格の異同を置き去りにして、たい深い、親しい、多年の友誼に驅られ、思ふ所を、思ひのまま、何等の會釋も無く、自由に語り出で、得失をたゞし合ふた、その感興こそ真に無限の味。——當時の吾等の一

團には、どこに地震があつたのか、どこに朝鮮人騒ぎがあるのか、といったやうな、楽しい趣ばかりであつた。

その時は、九月の初めより、末頃まで、その間には、復興院の計畫も、ぼつぼつ、切れ／＼に發表された。但、概算八十億圓といふ噂は、吾等には信じやうが無かつたので、誰も耳を假さうとせず、五十億圓の計算も同様、三十億圓といふ計算に至つて、吾等は少しく耳を傾けたけれど、次で二十億圓の計算に至つても吾等は尙本當には信じ得なかつた。従つて吾等は、この種の計算、風評には頓着なく、たゞ御互の思ふまゝ、信するまゝを、一直線に語りつゝけた。それが、復興院の計畫に合致するか、合致しないかは、毫も顧念する所ではなかつたのである。

その後、この書を、いよく發行せんとするに當り、次第に公表せられた復興院の計畫は、この書の希望する所と、かなり異つた規模、輪廓となつて現れた。

さりとて、それは復興院の計畫であり、これは一個人の意見である。それが矛盾したとて、衝突したとて、何等、患ふるを要しないことである。——と私も思へば、同人も思ひ、そのまゝに發行することになつた。

従つて、特に斷るまでも無く、私は、復興院の計畫を非議する意思は毛頭も無い。私は、たゞ私の信する所を述べて、これを既知の友人に問ふた如く、これを未知の友人に問ひたく思ふ。實際、私の思ふ所では、中央停車場を、現在の位地に残すことは問題である。復興院はこれを善しとして、これを都門とし、これを都心とするの案を立てられたけれど、私は、依然、その得失利害を疑ひ、寧ろ沙留驛に移された方が、東京市のため、その將來のため、遙に利益の多い、適當の方針計畫では無いかと思ふ。勿論、それには數々の行きが／＼りがある。且、こゝを中心として他の高架の計畫をも續行し、連接せしめんとせられる計畫もある。然しながら、高架線續設の計畫は、果して是か。非か。東京市が大火のため白紙

となつたと叫ばるゝだけ、それだけ、私はこれをも問題と思ふものである。

殊に今日の東京市は、最早や日本だけの都市では無い。世界の同情に由つて、世界の驚異の中心として、世界的の都市である。吾々は、世界のこの同情にも答へねばならない。思へ、世界の強國中、二十世紀の初頭に、新に帝都を建設するものは、只我が日本、我が東京市あるのみである。二十世紀の文明の供給し得る最新、最鋭、最強の技術と、方法と、知慧と、力と、希望とは、悉くこの事業に注がれ用ゐられねばならない。世界はこれを環視して居る。吾等東京市民は、日本國民の面目にかけて、これを充すのである。異なつた考案の二種や三種、相駢んで起るのは、自然の事であらう。

尙、本書の中には、公園に關する問答を省いてゐるが、それは「公園を愛護せよ」と題して、市政講究會から出版された冊子の中に、かなり多く述べて置いたから、重複を避けたいと思ふて、遠慮いたしたのである。

各公園の廣さに關する庭園協會の希望は、全市の約五分、即ち百二十萬坪程度と、傳へられるが、私は、それでは不足と思ふ。

私は、全市の約一割（二百四十萬坪）を標準とする―海外の公園論者の標準に依りたいと思ふ。但、東京市には、宮城その他、綠なす眺めが、相當多いのであるから、一樣にそれに依る必要はあるまい。尤もそれにしても、今回の災害により、市内の庭園、花木の類は一掃せられ、その元通りの回復は、殆んど望みが無くなつたのであるから、この際、いよゝゝ公園の設備に、力を注がねばならなくなつた事もちろんである。

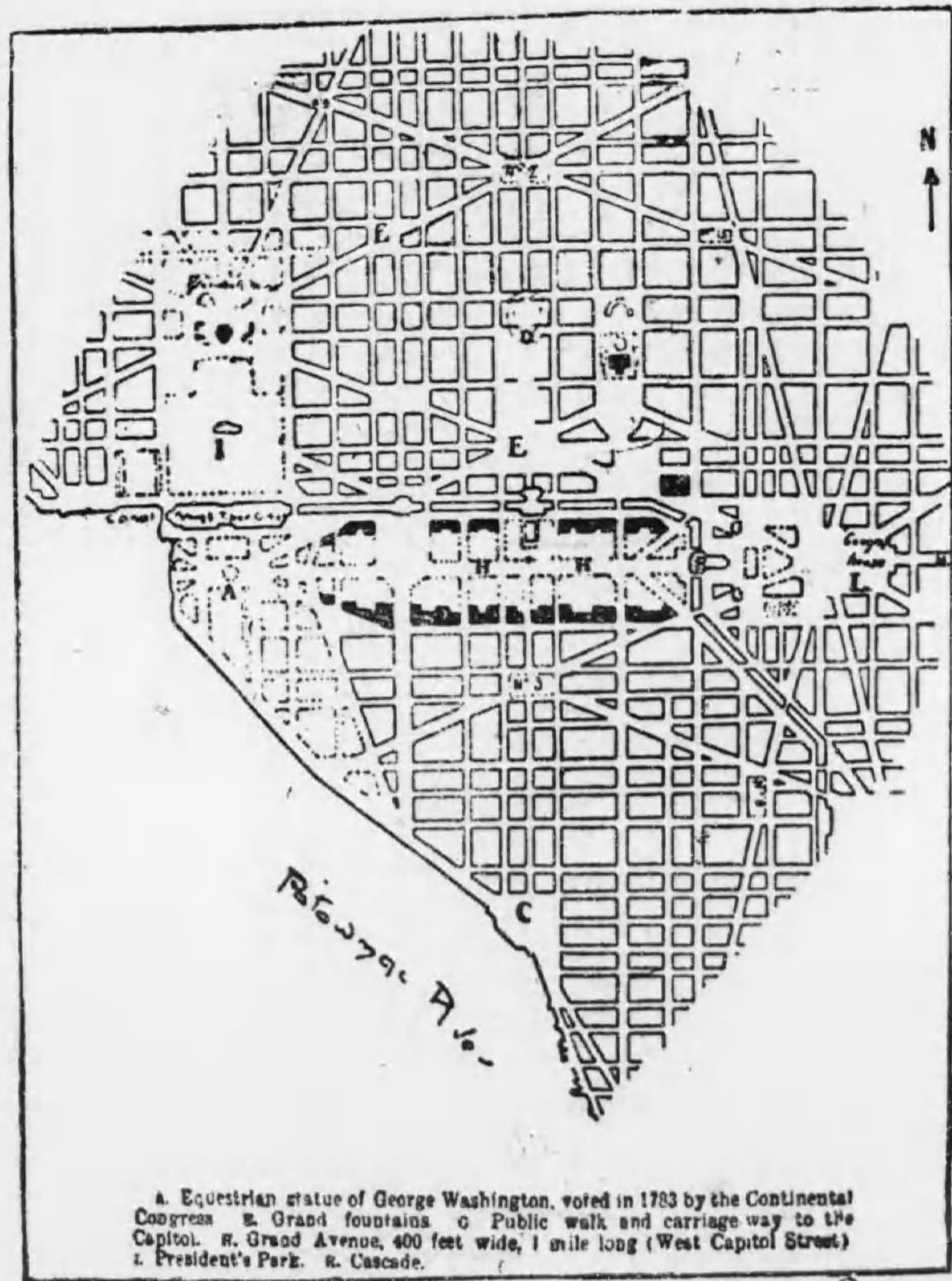
私は、日ごろ知心の友人と、先づこの大業に就て語り合ひ、次で今、その餘稿を集めて、世上未知の友に問ふことを得るのを無上の欣幸とする者である。

大正十二年十月

著者

目次

序	卷頭
一、歴史の跡を逐ふて	一
二、停車場を第一に	五
三、役所つゞきの通り	九
四、商業上の中心地帯	一五
五、街路の様式―及びその廣さ	一九
六、運河とお濠	三四
七、土地收用の方法	三六
八、住宅の建築資金―保険金論は無理	五一
九、財政計劃の一	五



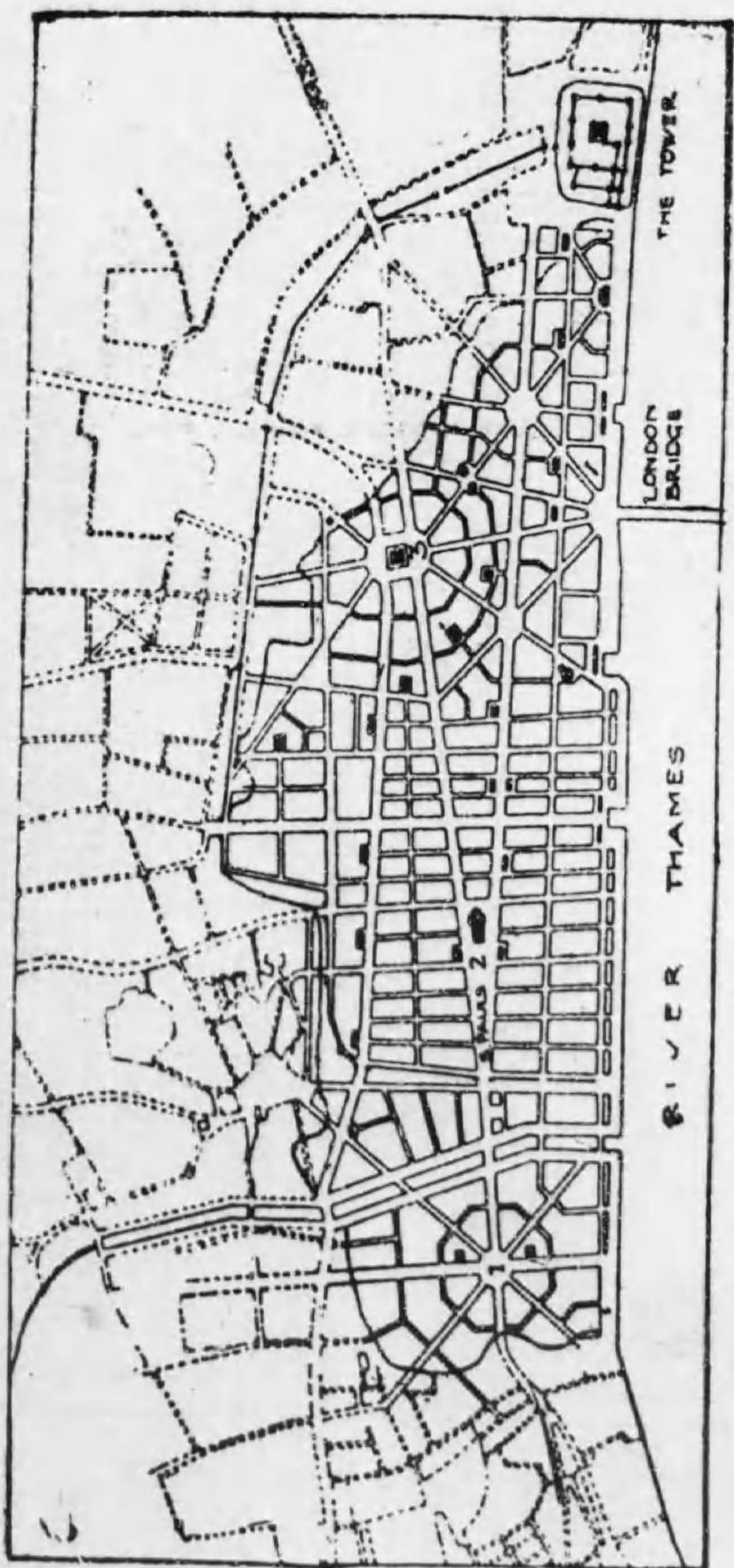
圖計設市ントンシワ (イ)

十、財政計畫の二一及び復興施設の内容	六三
十一、復興の機關	七三
十二、民間の復興院	七六
十三、電車と自動車	八六
十四、東京灣の大築港は	九〇
十五、終りに臨んで	九六

附圖

(イ)ワシントン市設計圖	卷頭
(ロ)ロンドン市設計圖	卷頭
(ハ)丸の内地圖	一三
(ニ)道路交叉の様式圖	三
(ホ)道路曲り角の様式圖	三

— (目次終) —



ロンドン市設計圖 (B)

作らるべき東京

田川大吉郎著

一 歴史の跡を逐ふて

新東京市を、理想的に作る事が、御互の集會の目的であるが、その理想を描く先進者の多くは、従來の東京市を、たゞ一概に、成つてゐなかつた——と謂はれる。それは、どこが成つてゐなかつたのであるか、且、それをどうすれば、理想の新東京市は成るのであるか、それが先決の問題である。先づ、それから明かにして進みたい。

私の受けた最初の問ひは、概してこれであつた。尤もこの問ひは、震災後に初めて受けたのでなく、震災以前からもたび／＼受けてゐた。それに對し、私は毎

々左の二様の答へを繰返した。

二

(一)家を作る者は、誰しも前以て設計をしてかゝる。設計をしてかゝらない者は一人も無い。然るに、從來の東京市には、些しもその設計らしい設計がして無かつた。東京市といふ廣大な家、歴史的に、由緒の深い正しい記念の家は、何等の匠心苦慮の跡なしに、行き當りばつたりに作られて來たのである。殆んどその家であるといふ觀念、協同の家であるといふ觀念すらも無しに——獨り東京市のみならず、全國、全世界の各都市もみな——これその亂雜、不規律、不調和にして、成つてゐないと謂はるゝ所以である。見る人の目から見たら、全く成つてゐなかつたに相違ない。

(二)さり乍ら、歴史の發達には皆相當の理由のあるもので、その理由を決して無視してはならない。東京市が災前の如き形ちに發達してゐたのにも、考へれば、そこに相當の理由はある。それを發見することは難くは無い。理想の東京

市は、その歴史的發達の跡を逐ふて作らるべく、そのこゝや、かしこに、幾分かづゝ、近世的工夫を加へらるゝことが、即ち大體の方針でなくてはならない。私はこれを以て、新東京市建設の、根本の要件と思ふて居る。多分、政府筋、東京市筋の當局者も、同感であらう。災前の市の跡を無視し、これを一々打ち壊し去つて、全然、新規な市街道路を作るといふことは、決して新東京市の理想では無いと思ふ。

これに就ては、參考の資料は、種々海外の各市に在るが、就中、巴里の市區改正、有名なハッスマンの改正計畫が、その模範の好先例であると思ふ。

巴里は、その初め、十七八世紀の間に發達し、遂に十九世紀に至り、ナポレオン三世の努力で、完成せられた所であるが、そのナポレオン三世の考へは、専ら實用的で、兵略上の考案が、遙に交通上の考案を凌駕してゐた。即ち三世の考へ通りにすれば、巴里は倫敦の如く、若くは、もつと下つて紐育の如く、よ

三

り悪くシカゴの如く作られたのである。然しながら、美くしい都市を愛する總ての人々に、永遠、朽ちざる感謝の賜として、彼を助くるに適したジョージ・ユーゼン、ハツスマン (George-Eugene Haussmann) が興へられた。ハツスマンの大功は、彼が、彼を取巻く問題の全部を捉むに、特別の技倆を有し、且、頗る熱心であつたことで、彼等の間には、眼前の急用に應ずるため、便宜上、一時の不完全を忍ぶといふやうな考へは微塵も無く、その困難の適當にして完全なる解決案を探求し、実行した。彼は徹底的に、數世紀間の發達の結果たる巴里市を組織ある一市 (オルガナイズド、ユニター) として計畫すべく傾解してゐた。彼は喜んで、先人の彼に遺したものを承継した。彼の全努力は、眞に、又實に、先人の残した事業を完成したのみであつた。

(エドワード・スミス氏の「ハツスマンと巴里の地理的變裝」より)
その通り、新東京市も、亦、舊を逐ふて作らるべきである。吾等は、決して歴

史的發達の跡を忘れてはならない。昔は孔子のやうな學者でさへも、述べて作らず、と言はれた。況や實際家に於てをや。絶大の事業は、常に歴史の間、先人と後人との聯契の間に成るものである。

二 停車場を第一に

よし、根本の方針はそれで満足である。それを動かすべからざる前提として、次に、新東京市を計畫するに當り、第一に目を着くべき所はどこであるか。どこを起點として、その計畫を進めることが、最も當を得たものであるか。少くとも私はそれをどう思ふか。——この問がその次に起つた。

私は、猶豫なくこれに答へた——それは停車場である。鐵道の停車場が、總ての計畫の起點であらねばならない——と。

然らば、その停車場は、どこに置くか。從來の停車場に置くか。そうとして、それをどう改善するか。どう擴張するか。それとも、それを新たな位地に移轉

するべきか。

するか。——と、問はれた。

私は、先づ東京驛を廢したい。全廢せぬでも宜しい。小さい通過驛として残して置くことは便利である。けれども、中央驛としての東京驛はこれを廢止し、汐留驛を擴張してこれに換へたい。且、汐留驛を如何に擴張するかと申せば、芝口一丁目、二丁目、三丁目、新橋停車場を、引つ括めて、悉くその中に取り入れたい。尙、蓬萊橋、新橋、難波橋、土橋等を、汐留停車場の中に取り入れて、同停車場を銀座の一端へも突き出すか、否やの問題は、他の計畫と相待つて決せらるべきであらうから、それはそれらの決定の後に譲るとして、少くとも、それらの橋際までは、全部同停車場に取り入れらるゝことにしたい。——と、私は望んだ。

さすれば、同停車場は、自然に東京市の表玄関、その第一正門となるのである。

次に、上野驛を擴張する。擴張するよりも、これを秋葉ヶ原まで延長し、同所を第二の正門、その裏玄関とする。

次に、飯田町停車場であるが、私は、その位地をもあまりいゝとは思はない。四谷停車場の位地は頗る狭いけれど、あすこを、成し得る限り擴張して、飯田町停車場に換へ、以て東京市の一方の入り口とし、又、出口とする方が比較的にいゝと思ふ。

兩國停車場に就ては、別段の思ひ付は無いけれど、これを兩國橋際か、若くはこの川岸まで擴張する方が、更に便利にして必要であるやうに感ずる。

かくして東京市に、東西南北の四門が出来る。海外大都市のそれに較ぶれば、まだ少いけれど、その四門だけの位地は、これで比較的満足であるやうに思ふ。その第一の表門となるものが、即ち汐留驛で、私は、こゝを所謂中央市場の一とも致したのである。又、さうされなければならぬと信するのであるが、新東京市の計畫は、要するにこゝから始めらるべく、こゝが、その新におろさるべき

礎石の第一であらうと思ふ。

市の建築を、家の建築に喩へて考へる思想は、日本にも無かつたのではあるまいが、海外には、遠くから廣く行はれ來つて居る。例へば

公共の建物つゞきの「公共の通り」は、——役所や、公會堂等の立てつらねらるゝ所——個人の家としては、大廣間(サルーン)のやうな所で、道路は椽側廊下等に當り、交通機關の集中點は、玄關や集會室に當り(ロツビース、エンドホール)公園や廣場はその居間に當る。(スタツベン Stubben)

鐵道の終點は、昔から大都會の玄關口(ゲート)として、目醒しい裝飾が施されてゐる。吾等の停車場も(英國を指す)かく裝飾して、その界限を、技巧のある、壯麗な入り口とすることは出来ないだらうか。米國では、鐵道會社がこれを努めて、いづれも停車場の周圍に、人目を新にする裝飾を施して居り、歐洲大陸では、各市とも、外來者に、その到着の初めに、先づ第一の快感を得せし

めんと、驚かるゝほど立派な停車場と、その周圍とを作つて居る。……大陸の多くの市では、鐵道の停車場が、市内電車の主なる起點として、その全系統の基調を爲して居る。(イニゴ、ツリツグスの都市計畫論)

三 役所つゞきの通り

玄關を芝口に設けるとして、次に、東京市の役所町をどこに置くか。東京市は言ふまでも無く政治の中心である。帝國の議事堂、中央政府の官衙、東京市役所市公會堂等の、公共的建物が少くない。これらを一ヶ所に集むれば、官民共に便利である。のみならず、その堂々たる建物は、東京市の美觀を添へ、且、威嚴を發揮することが出来る。その位地をどうするか。——との問が起きた。

私は、それは日比谷公園の周圍に定められるが可からう——と答へた。その周圍には、現に外務省があり、海軍省があり、司法省があり、帝國議事堂がある。帝國議事堂は、既に永田町に移りつゝあるから、その跡には農商務省を移すか、

遞信省を移すかして、他の鐵道省や、會計検査院や、統計局や、あらゆる官衙は總て日比谷公園を圍んで、その北部若くば西部の一帶に纏めらるべきであらう。と、私は信ずる。

但、參謀本部は、現在の位地を動くことを便としまし。陸軍省も亦、動くことを欲しまいから、これは此の儘とし、新議事堂の所在と相待つて、その邊の一帶を占め、以て此の邊より日比谷に連なる高低地の一部乃至全部を、所謂役所町としたら、結構であり、充分であらう。

家を作るに、家の向きが大切である如く、市を作るにも、市の向きが大切である。私はかくして、帝國議事堂を初めとし、總ての建物が、成し得る限り南向きに建てられんことを望む。若くば、その玄關口を、南に向つて開かれんことを望む。但、司法省や、海軍省は、今更にこれを如何ともしやうがあるまい。

日比谷公園の南側、現に華族會館のあり、帝國ホテルの在る所の方面に、東京

市役所が建てられ、市公會堂が建てられ、公園の北部が、政府の建物に由つて占められ、飾らるゝに對して、その南部が、市役所關係の建物に由つて占められ、飾らるゝのは、いゝ對照であり、又美觀であり、帝都に缺くべからざる必要の裝置であるやうに思ふ。但、私の意は、華族會館や、帝國ホテルの位地を動かさうと申すのでは無い。私は前にも申した通り。大體は現状維持論者である。華族會館はあのまゝに置き、あの邊一帶の地を、より多く、より正しく、政治上の區域たらしむべく、他の政治的俱樂部も、大概あの邊に近よらせたいと思ふ。

かくの如くにして、日比谷公園を圍んで、高い、大きい、いくつもの役所が聳へ立つとする。その各役所は、自然に日比谷公園に而して立てられねばならないと共に、日比谷公園も、亦、各役所に面して開かれねばならない。公園の作り方は自然に一變すべきであらう。先づ、公園内の料理屋は禁止せらるべく、そこに何かを必要とすれば、ごく簡単な喫茶店位に止まらしめる、倫敦の公園には、そ

の賣り捌くべき材料をも指定し、價格をも指定して居る。かくの如き監督も必要であらう。華族會館の方向より、海軍省横手の方面へ、直通の道路を開くことも必要であらう。更に全體の作りを、もつと見通しのきく、廣場風にすることが必要であらう。成し得れば、噴水をもつと盛んにし、もつと水々しい、清い、美しい眺めを作ることが必要であらう。

序ですが、私は、二重橋外の廣場を、もつと觀賞的に、一般市民の行樂に適するやう、作り換へられんことを希望し、そのやうな計畫の、この時に立て行れんことを切望する。且、同廣場と、日比谷公園との連絡を、もつと緊密にすることも必要で、更に同廣場を、東北部のお濠を越へて、現在の憲兵司令部のあたりに延長せしめ、同司令部の跡あたりに、宏壯なる博物館か、圖書館か、美術館の如きを建て、以て日比谷公園と、二重橋外の廣場とをつらぬる、大公園の、一種の重鎮、一種の冠冕とすることが、必要であり相に思ふ。日比谷公園



圖地内之丸(ハ)

側に在る第一中學、海城中學等は、他に移轉せしめらるゝを適當とすべく、その第一中學の移轉先きは、差當り、現在文部省の跡地ではどうかと思ふ。

復興院の發表せられた道路計畫に由れば、東京驛前より日比谷へ、日比谷より櫻田門へ、櫻田門より永田町議事堂前へを、四十間幅の道路とせらるゝとある。私は、遺憾ながらこの計畫に賛成し得ない。第一に、この道路は、そんなに交通頻繁の道路で無い。その大部分は、お濠沿ひ、片側町である。第二に、それは遊散行樂に適する所かと申せば、又、必らずしもそうでは無い。交通上、取引上、さまで頻繁で無く、遊散にもあまり適しない所に、どうしてこの四十間幅といふ、巴里のシャンゼリゼーと同様の、世界第一等の道路を作らるゝか、私には合點が往かない。

私は前に申した通り、汐留驛を東京市の表て入口として、それから新橋を越へ折れて内幸町通りへ、こゝを二十四間道路として、直に帝國議事堂へ達せしむ

ることと致したい。その方が、きまりが可からうと思ふのである。

四 商業上の中心地帯

役所つゞきの町、政治上の中心地帯は、その通り、日比谷公園より永田町の界限に置くとして、商業上の中心地帯はどこに置くか。玄關口を汐留附近に置くとするれば、商業上の中心區域をもその邊に移すか。それとも、玄關口は汐留附近に移すに拘はらず、商業上の中心區域は、依然として東京驛の附近、丸の内の一帯に置くか。それで差支へは無いか。——との問が、期せずしてその次に湧いた。

私は、これは東京驛の附近に置いて差支へない。且、これは置く置かぬの問題で無く、政治上の區域は、人の擇ぶ所であるけれど、商業上の區域は、天の定むる所である。同方面は、自然にして、新東京市の商業上の中心區域となり、災前に較べ、いや盛んに榮へるであらう。——と答へた。

尤も私は、あすこだけ、丸の内附近だけでは餘りに狭い。東京市は、もつと廣

い商業上の中心区域を必要とすると思ふ。東京市の区域は、十五區だけでも二千四百萬坪。人口は二百二十萬以上。その集合取引の中心區域としては、あれだけでは足りない。それは外國の左の事例を見れば、即ち明白である。

世界の六大都市のビジネスセンターの面積

地	平方哩	域
倫敦	一、四四	マンションハウス附近の電車の無い區域
紐育	一、五〇	シティーホール附近
巴里	〇、七五	オペラ附近
伯林	三、〇〇	ベルリンミツテの南部
シカゴ	〇、三三	ルーフ一帯
東京	〇、一〇	丸の内一帯

以上の如く、倫敦、紐育は、約一半平方哩の商業上の中心區域を有して居る。

それに對し、東京市の丸の内は僅に〇、一平方哩の廣さに過ぎない。これでは、廣い東京市の必要に應ずるにあまりに不足である。東京市は、自然に他の商業上の中心區域を必要とするに相違ない。それはどの方面であるかと申せば、私は左の二方面だと観測して居る。

甲、永樂町、道三町、大手町等の一帯、即ち吳服橋、常盤橋、龍閑橋、神田橋等に由つて取り圍まるゝ、外濠線内の他の一部

そこに會計検査院や、專賣局や、印刷局等の各建物のあることは申すまでも無い。會計検査院の移轉に就ては前にも申した。專賣局も移轉せられたく、印刷局は勿論である。印刷局は工場的一種、たとへ官業であるにしても、同區域内に存せらるべき筈は無い。と、私は確信する。

同區域に、如何なる種類の商業を置くかと申せば、私は前に申した通り、商業の區域は天の定むる所と豫想して居る。それに拘はらず、若し自由に爲し

得ることなら、株式取引所、その他災前の蠣殻町一帯の商業機關をこゝに移したいと思ふ。これに伴ふ銀行や、會社の類が、引きつれて、こゝに移動し來ることは勿論である。

乙、新橋より銀座、日本橋を経て須田町に至るの一帯、その左右兩河岸に至るまで約〇、八平哩

私は、これだけが必要と思ふ。少くとも、これだけが必要と思ふ。若し不足なら、神田橋を越へて、小川町通りへ、萬世橋から西へ神保町の通りへ、自然に擴張さるゝであらう。

かくの如く、丸の内一帯の外、銀座、日本橋の通りを含めて、商業上の中心區域とする。それは、するとしないとに拘はらず、必ずそうなるに相違ない。但、そこには期せずして二様の分界を生ずる。

い、丸の内方面は、銀行の如く、會社の如く、半役所的の建物のみ連接し、晝

の務めのみ行はれて、夜の取引の行はれない所となり、晝は混雜するけれど、夜はひつそりとして、人通りの少い、あかりの少い所。

ろ、銀座、日本橋の通りは、晝も混雜するけれど、夜も混雜し、夜も實際の商賣の行はれて、あかるい所。

斯様な區別が起るのである。その區別はあつても、商業上の中心區域は區域として、兩方面とも、その中心區域であることに變りはない。私は、東京市の商業上の中心區域は、かくの如く發達するものと思ひ、道路、廣場等の設備は、總てこの方針を以て計畫さるべきものであると思ふてゐる。

五 街路の様式及びその廣さ

次は、街路の問題である。街路はどんな工合に、どんな廣さに作るかとの問題である。新聞の傳ふる所、東京市役所は、五十間幅、六十間幅の道路を必要としそれを放射式に、内務省は、四十間幅を最廣とし、それを長方形式に作りたい考

へであるらしい。

私は、街路の式は折衷式、前兩者を混用した式に由り、その廣さは、これを二十四間幅に制限して、それで足るとするの考へ。これに就ては、寧ろ外人の説を引用するを便利と思ふ。

先づ街路の方から申せば、これに就ては、昔から大體に於て左の三式がある。

一、蜘蛛の巢型、或は放射線式

The spider web, or radial system.

二、長方形式(長方形)或は棋盤目式

The rectangular, or chessboard system.

三、前兩法の混用式

A Combination of the two Classes.

(エツチ、イニゴ、ツリツグス氏、都市計畫論、八五頁)

東京市が、放射式に由らんとせらるゝ、それは歐洲の各都市に行はれて居る所の様式で、東京市の舊道路には、これらしいものは殆んど無かつた。内務省が形式に由らんとせらるゝ、それは米國の各都市に廣く行はれて居る所の様式で、日本では、北海道の各都市の道路が、その見本であり、古い都の京都の道路も、略ぼこれに近い。

兩式ともに各長所がある。交通上からその得失を論定することは、至難の問題とせられてゐるが、私は、交通上から考へても、放射式を加味することが必要である。放射式を加味しなくては、本當に便利な道路は作られない。と、認めて居る。例へば災前の東京市内にも、所々に在つた、喰ひ違ひ、若くは筋違ひ、中斜線式の道路である。あれは放射線式の一部で、地形上、自然の必要を認めて作られたものである。故に全部を放射式にしないまでも、全部を放射式にすることは得失の論が容易に決しないにしても、その一部、特に重要な部分に、この式を加

味することは、到底避くべからざる必要のある事と思ふ。又、美観の上から申せば、放射式の方形式に優つて居ることは申すまでも無い。

現に米國の都市は、この方形式を悔みて、機會のある毎に、これを改造せんと努めて居る。デンヴァーの政治的區域の改造せられた事蹟に就ては、曾てピアード博士もこれを語られた。シアトル市は、更に大規模の改良擴張の計畫を立て、ワシントンにすらその改良の計畫があり、紐育といへども、注意して看廻つた方には必ずその不滅の印象があらう。その調査研究は、どこでも不斷に行はれつゝある。尙、この方形式は、別名植民地式とも謂はれる。植民地移住の人々が眼前の必要に逐はれ、遠き將來の事を顧慮せず、勿論、美的方面の事を顧慮せず、一圖に、手輕な、骨の折れない、計畫を速行した、その非難、冷笑の意味も含まれてゐないでは無い。

私は、かれこれを考量して、方形式のみに由るべきで無く、さりとて、放射式

のみに由るべきでも無いと思ふ。從來の發達の跡に鑑みて、よく／＼其の地利地形を考へ、兩式を折衷し、混用し、近年に至つて特に著るしく發達したこの混用式の長所を、充分に發揮さるべきであると思ふ。私はその折衷式、混用主義者の一人である。

次に、その廣さであるが、東京市案の五十間、六十間案は、無論、廣過ぎる。その次の内務省の四十間案も、亦、廣過ぎる。私はこれ程にする必要は決して無いと思ふ。

前年英國で、倫敦の交通問題を調査するため、特別の委員會を組織したことがある(ローヤル、コムミッテター、その有力な委員會であることは、天下の普ねく承知する所)その委員會は、歐洲大都市の、街路の廣さを調査して、左の如く報告した。

歐洲大都の重要道路

二三〇呎	巴里、シャンゼリゼー
二一〇"	漢堡、リープバーン
一九〇"	伯林、ウンテルデンデルリンデン
一八五"	維納、リングストラッセ
一六〇"	伯林、ペルアリアンス
一四五"	ブタベスト、アンヅラツシイ
一三〇"	巴里、ヘンリーマーケン
一一〇"	伯林、ポーツダム、スツラツセ
九八"	巴里、オペラ通り

歐洲の大都市の、重要な道路の廣さは、大凡かくの如くなつて居るのである。巴里のそれ、最も有名な巴里のそれが、二百三十呎であることは、注目に値へする。尤も同道路は廣い所は二百五十呎もあり、特に廣い一部分は二百六十呎にも

なつてゐる。けれども、大體はこゝに示されたる二百三十呎、即ち略ぼ我が四十四間幅である。それを歐洲第一の道路として、次は漢堡、次は伯林、その伯林にも維納にも、これ程の道路は無い。いづれも其れ以下である。この時、我が内務省は、その最大の四十間幅道路を、東京市に建設せんとせられるのである。それが必要であらうかは、冷靜に考へられねばならない。特にそのシャンゼリゼーは、如何なる種類の道路であるか、ウンテルデンデルリンデンは、如何なる種類の道路であるか、その種類性質をも考へて、判断せられねばならない。私は、これ程の道路は、東京市には必要が無いと信ずる。

然らば私の思ふ所、東京市の必要とする一番廣い道路は、どれ位であるべきかと申すに、私は二十四間幅あれば足ると思ふ。——それは災前の東京市の一番廣い道路で、その場所は日比谷公園の周圍——あれだけの廣さの道路を、他の目貫の方面にも建設すれば、それで足りると思ふ。

前に申した倫敦の交通に關する調査委員會は、その報告を左の如く結んで居る。

倫敦の重要道路

一四〇呎	重要道路
一〇〇"	第一等大路
八〇"	第二等
六〇"	第三等
四〇乃至五〇"	第四等

各道路とも、この中に歩道を含むべく、どの道路も、四〇呎以下であつてはならない。——と。

私は、何も倫敦の真似をしようとするのでは無いが、然しながら、これ位が穩當な標準であらう。試みに、二十四間幅にして、その内譯を必要に応じて區分

すれば、略ぼ左の如くなる。

二十四間幅の道路、その内容

い、三	間	歩	道
ろ、四	間	電	車
は、五	間	車	馬
に、五	間	自	動
ほ、四	間	電	車
へ、三	間	歩	道

以上の如く、六線の通りが出来る。これで充分で無いでせうか。どこに不足があるでせうか。

念のため、更に維納の百八十五呎の道路の内容を掲げて置く

維納のリングスツラッセの内容

い、一八呎〇六	歩	道
ろ、二〇呎一〇	通	路
は、二九呎〇六	遊	道
に、四八呎一一	大通り、	電車路
ほ、二九呎〇四	乗	馬
へ、二〇呎〇六	通	路
と、一八呎〇二	歩	道

以上の如く七線になつてゐて、それで世界の最も進歩した、最も見事な道路と稱され、その並木の線は、四線、如何にも贅澤な道路と思はれて居る。東京市にも此の種の道路を作る必要があるでせうか。あるにしても、それは百八十五呎、略ぼ三十間そこのの廣さである。四十間は無い。私はその三十間の道路すら必要は無いと思ふ。況や四十間の道路をや。

備考一、災前の東京市に、東京驛の前、二重橋より馬場先門への道路は、共に四十間幅であつた。私はあれを狭めたいと申すのでは無い。あれはあれとして残して置き、もつと麗はしく飾られたいと思ふ。

備考二、馬場先門から二重橋前の道路は、明治の功臣の像を立てらるゝか、若くは日本の史蹟を語らるゝに、最も適當の所と思ふ。楠公の銅像撤去の説もある折柄、念のために附記す。

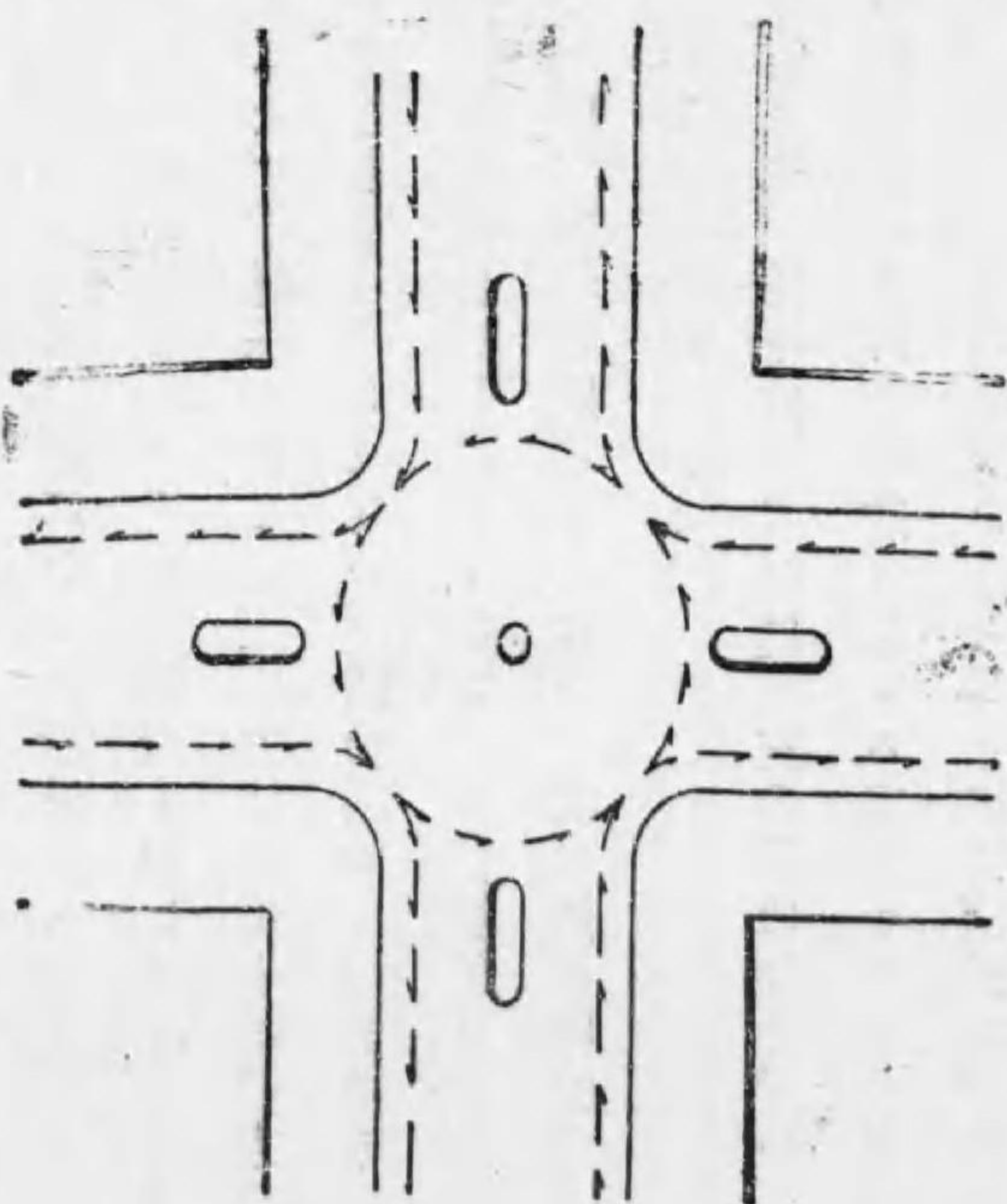
備考三、ウンテルデンデルンデンは、伯林で一番廣い道路では無い。伯林ストラツセの方は、もつと廣くして、二百三十四呎、即ち略ぼ四十間である。のみならず、同町の民家は、條例を以て、三十呎引つ込めて立てしめられ、兩側の合計六十呎、即ち約十間が、その路幅に加へられた眺めになつてゐる。同通りの廣さは、これを加へて二百九十四呎、略ぼ五十間と謂ひ得るのである。この民家に屬する三十呎の引つ込めた部分は、これを前庭と稱し、同通りの間、

略ば同型の作りになつてゐる。

備考四、各十字路の、曲り角の工事に注意すべきである。従来は、どこの曲り角もこれを角形に仕切られ、従つて歩行にも、車行にも、別けて自動車の如き大形車輛の運轉には、非常の不便であつたが、あれを圓形に仕切られるれば、その不便を救ふことが出来る。この際を機とし、どこの十字路も、その角々を圓形に仕切ることにより改正され、嚴重に實行されたい。自然、十字路の中央には、従来よりもより廣い空地を存することになり、場合によつては、銅像等をも建設し得らるゝことになると思ふ。

次の圖は、即ちその見本の一として掲げる。これで、その實益の點が現るゝと思ふのでは無い。實益の點は、讀者の想像に任ずるとして、たゞ些細の注意でも、多大の實益が得られる。それを忽かせにしてはならないと思ふ。

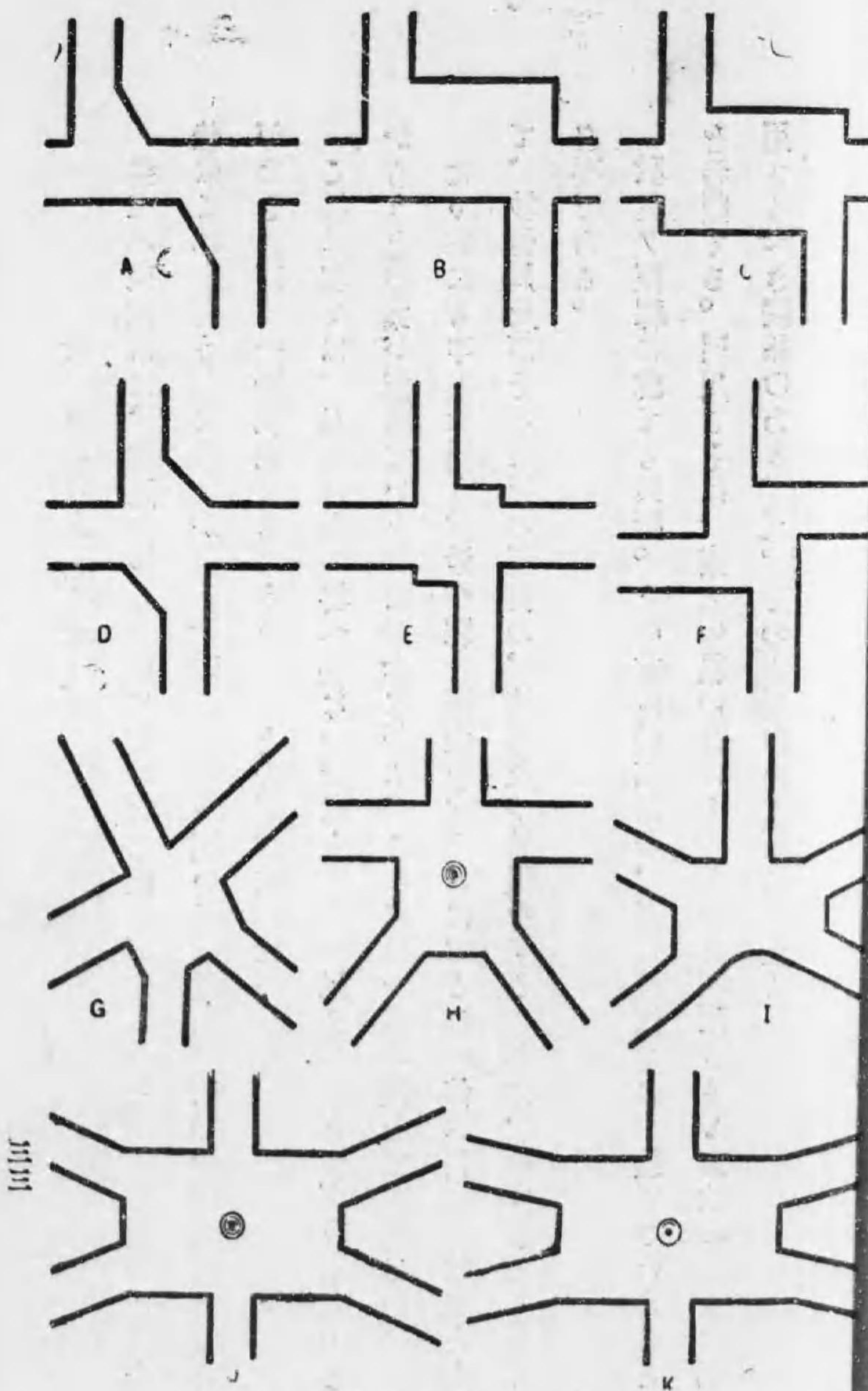
備考五、新聞に由ると、井上藏相は、放射式を否とし、方形式を是とし、満市



圖式様の又交路道 (=)

一律に、方形式を以て、これを作らんことを希望して居らるゝとあるが、まさか
 かに方形式が、放射式よりも、常にいゝと謂はるゝのではあるまい。財政の上
 からかく主張さるゝのであらう。それは無理も無いこと。さりながら、両端の
 距離を短くすることが、道路を作る最上の方法であるが、方形式では、その最
 短距離は、必ずしも常に得られない。対角線的に、筋違ゐに引くことが、そ
 の目的を達し得らるゝ場合がしばゝある。対角線的に路線を引けば、それが
 放射式になることは、自然に避けられない。故に放射線式は、必ずしも常に
 費用のかゝるものではないのである。

且、道路の突き當りや、折り曲りの所は、左の圖の如く、いろゝの作り方に
 由つて、これを調整し、これを轉曲せしむる方法がある。私はこの種の方法も
 東京市に於ては、尙、研究の餘地あるものと思ふ。折角、油斷なく工夫せられ
 んことを望む。



圖式様の角り曲路道 (ホ)

従來の東京市は、水運をゆるがせにしてゐた感じがする。そうでは無いか。今後はこれをどうしたらよからう。若し水運を開いて、陸上の交通を補足することができれば、一層便利であらう。——との問が起つた。

これに就ては、私は何とも答へ得ない。私もさうは思ふけれど、どうしたらよからうとの案が泛ばない。甚だ残念ながら、これには一定の案を立て得ない。

たい前にも申した通り、汐留驛の擴張をするには、これに伴ふ自然の結果として、汐留川及びその附近の運河の、浚渫及び擴張をすることは、申すまでも無く必要である。

秋葉ヶ原驛に就ても同斷。その前面神田川の、更に浚渫され、擴張されんことを希望する。同川こそは、素人の私の目にも、もつと利用さるゝ方法のあり、利用さるべき關係のあり、又、その必要のある所に見えて居る。

尙、宮城のまわりのお濠に就ては、豫てからしばし意見を出して置いた。私は、あのお濠の風致を深く愛する者である。殊に半藏門から櫻田門に下る邊一帶の風致は、私の思ふ所、東京第一等の眺めで、東京どころか、世界の各國の王城附近に、曾て見たことの無い、見事な、秀麗な眺めである。その一半は、あのお濠から來て居ると思ふが、然しながら、あの水はあまりに汚ない。私は、これを心から残念に思ふ者である。

一、あすこを改修して、あの水を、もつと潤澤にし、且、淨くする方法は無からうか。どうかして、その方法を見出してもらひたい。さすれば、あのお濠は永久に保存される。私はそれを永久に保存したいのである。

二、さりながら、若しあの水を淨くする方法を、どうしても發見できないなら遺憾ではあるが、あのお濠は埋めつぶさねばなるまい。あの水を今日のまゝ、色も汚なく、質も汚なく、放棄して置くことは、衛生上危険である。

三、幸にして、第一案の如く改修し、永く維持さるゝことになれば、同時に私は、舟をあすこに泛ぶることを許して下さるべく請願したい。一方は日比谷公園で、一方は宮城前の廣場で、それに挟まれたあのお濠は、少年の舟を泛ぶるに適當の場所である。今日は日比谷公園の樹木は茂つてゐないが、將來はあの樹木が茂つて、廣場の樹木と相對映して、今日以上の風致を添へるであらう。その間に、白や、青や、赤や、黄や、各色のボートが、入り亂れて、競漕せらるゝ有様は、蓋、一入の眺めであらう。

私は、あすこに、そのやうな眺めをも、併せて眺めたいと求むる者である。

七 土地收用の方法

話が部分的で、あまりに小さくなり過ぎた。それよりは、もつと重要な、一般的、根本的問題がある。それは土地の問題で、その收用の方法如何といふ問題であらうと思はれるが、それをどうするか、災前の例に依れば、如何にも窮屈で、

繁瑣で、且、交渉が面倒で、急場の間に合はず、費用も亦莫大にかゝり過ぎた。かくては理想的計畫は、到底立て得られないことになる。震災の後を善くする、合理的にして、時代的な計畫を立て、東京市の面目を一新するためには、どうしても、土地收用法に改正を加へねばならない。海外にはその新例があり相なものそれを聞きたい。——との注文が起つた。

これに就ては、私は、獨逸のアデクス法の趣旨を參酌するが一番よからうと思ふ。つまり、それが一番簡便で、又實行的であると思ふ。然らば、そのアデクス法はどうなつて居るかと思はせよ。

い、獨逸のアデクス法は、土地の無償收用を市に許した、有力の法律である。問、そのアデクス法は、どれ位まで、土地の無償收用を市に許して居るか。ろ、それは四割である。最初はそれを三割五分として、收用を始めたけれど、後、市の事業と計畫が、だん／＼擴張せらるゝに従ひ、遂に現行制の如く四割

に改定されたのである。

私は、革命後の獨逸に就ては、未だたしかめてゐないけれど、それは今も尙有効に行はれつゝあるだらうと信じて居る。

問、如何なる種類の土地を市は収用するか。

は、道路、公園、廣場、上下水道の設備等、その他、公共的建設物を必要とせらるゝ區域である。

問、如何なる手続きを以て収用せられつゝあるか。まさか、その地主に對し一切無斷でもあるまいが。

に、私はその實地を知らない。法文の規定に就ても、一々を讀んだ譯では無い。だが大體に於ては、これは都市計畫を獎勵し、その計畫者を保護する法律である。それで誰でもあれ、都市計畫者は、その區域の全部を白紙と見て、そこに幾十百人の地主があらうが、その土地が、どんな工合に錯綜し、混雜して居ら

うが、そんな事には一切頓着なく、自由に、その理想の考案を立て得せしむる方針計畫になつてゐる。故に、地主には勿論相談するであらう。その計畫は、先づ一般市民、特に關係者の領解を得べく、一定期間を設けて、あらかじめ公示せらるゝことになつてゐるのだから、地主の領解をも得べく、慎重の手続きを盡さるゝことは勿論と思ふけれど、然しながら、都市計畫者に、自由の手腕を揮はしむることが、もと／＼立法の目的である。それは博士アデクス氏が、フランクフルト市の市長として、多年計畫の衝に當り必要上、この方法を發明したのであるから、地主に對しては、殆んど無斷と謂はれ得る程に、都市計畫者の權威を認めて、遂に民有地の四割程度を、市の勝手に徵發せしむるに至つたのである。それは申すまでも無く、そこに公共の利益と共に、各地主の利益も保證せらるゝことを認めたからである。

問、さうとして、都市計畫の改良區域に當る地主もあり、當らない地主もあり

當つた地主は、四割程度を徴發せらるゝが、當らない地主は一尺地も徴發せられずに済む。そこに結果の不公平に終る虞れは無いか。

ほ、私の讀んだ所、アデクス法は、全區域に適用せらるゝのである。それ故、例へば甲の區域に百人の地主があり、改良の計畫は、その三十人の所有する地面にのみ關係し、他の七十人の所有する地面には關係は無いとしても、然も市の目的とする四割徴發の方針は、他の七十人の地主にも均しく波及せしめらるゝので、即ちその結果は、一人も洩れなく四割を徴收せられることになり、別段不公平の虞れは無いと思ふ。

それに拘はらず、或人々の所有地だけが、その五割を徴收せられ、七割を徴收せられ、乃至その全部をも徴收せらるゝ場合のあることは、計畫上已むを得ない。さりながら、この場合に於ても、市は四割を徴收し、各地主は均しく四割を徴收せられるのだから、その全部を徴收せられた地主のためにも、四割を

減じた廣さの地域は、自然にして必ず残るのである。

問、さすれば、以前の所有地を四割減じたのみで、その跡に残り得る地主と、全部徴收せられて、別な所に新たに割込む地主との差別を生ずる譯であるか。へ、その通り、それでその再分配法には、相當工夫を凝して、災前の地所の價格を重んじ、成るべくそれに相當した地所を得せしむる様、特に規定を設けてある。つまりその再分配の方法も、亦、一個の研究事項である。

私は、アデクス法を、略ぼ以上の如く解して居る。それで今日の場合、東京市がこれを適用する、最も有利な事例であると思ふて居るのであるが、それにしても、それは餘りに都市の權力を強く認め過ぎ、人民の權利を弱く看過して居る。日本の臣民は、其の所有權を侵さるゝことは無いと、憲法は明白に保障して居るでは無いか、これをどうするか。謂ふ所のアデクス法は、この憲法の明文に抵觸し、その精神目的を蹂躪する嫌ひがある。——との疑ひを起された方もあつた。

或は本書の讀者の中にも、そのやうの感じの方があらう。

私は、これに對し、その心配は無いと思ふてゐる。現に憲法第二十七條には、公益のため必要な所分は、法律の定むる所に依るとある。その法律を作るのである。アデクス法の如きその法律を作るのである。それで、私は毫も差支へないと思ふてゐる。但、法律と申しても、人民の利益を無視し、その意思に反する法律を作ることのできないことは、申すまでも無い。それ故、アデクス法の如き法律を作るとは、人民の利益を無視し、人民の意思に反することになるやといふ利害の考察が、その關鍵となるのであるが、私はこれをも考へて、アデクス法の如き法律を作るとは、毫も人民の利益を無視するもので無く、人民の意思に反するものでも無いと認め、因てこの種の法律を作り、差當り、東京市の復興計畫に便にするの外、併せて、將來の各地の都市計畫のため、有效なる進展の端緒を開かんと希求して居るのである。

尙、それは法律の力を以てするにしても、人民の所有地を、無償で收用するかは、人民の迷惑になることは明白である。どうしてそれを、所有者の利益を害せず、その意思にも戻らないことになる。と辯ずるのであるか。——と詰られた方もある。私は、それには、左の如き場合を假想して話すことが、最も便宜であると答へた。

甲、十萬坪の畠地を、東京附近の郊外に所有さるゝ地主があり、その畠地は、一坪當り時價五圓、總計五十萬圓の價格があるとする。

乙、そこに東京市が、新市街を作り、電車を敷き、電燈を備へ、公園を開き、上下水道を設くるため、その所有者に、四割の地面の寄附を申し入れたとする。その地面の廣さは、四割を減するけれど、然しながら、その地價は一躍して二十圓にも、三十圓にも騰貴すること請け合である。それは誰も疑はない所。假に坪當り二十圓に騰貴するものとしても、その總價格は百二十萬圓になり、改

良以前の五十萬圓に比し、正に七十萬圓の増加となる譯である。

丙、以上の場合に、地主はこれをどうするか、先づ土地の廣さは減するにしても減しても構はない—その價格が騰貴するのだから、その方が利益である。東京市の申し入れに應じて、心よくこれを寄附しやうと決するのが、計算の示す所、實利の存する所、普通の人情であらう。

私の、前に申した無償の收用とは、この場合の寄附に當るものである。それで無償の收用も、時に由りけり、必ずしも、常に被收用者の利益を害するもので無い。と、私の二の足を踏まずして斷定し、且、時に由つては、反つてその利益を増進するものであると、無上の確信を以て斷定する所以である。私は、歐米近年の都市計畫は、概してこの計算と理解の上に行はれて居ると思ふて居る。一面に於て、都市の公共的利益を思ひ、一面に於て、個人の損得利害を思ひ、その双方の打算と利害が明白に一致し、確實に保障せらるゝに至つた時、都市計畫は即ち

行はるゝのである。往いて歐米の都市計畫の實狀を御覽なさい、どこでもその實情は、皆この通りになつてゐる。即ち都市計畫も、亦、利益を目的とする事業の一種であつて、利益があればこそ行はるゝが、利益が無ければ行はれない。勿論、その利益には、今日の利益もあらう、明日の利益もあらう、個人の利益もあらう、公共の利益もあらう。その今日の利益にのみ重きを置くべきでない。その個人の利益にのみ重きを置くべきでない。個人の上には、公共の利益をも考へねばならず、今日の利益の外に、明日の利益をも思はねばならない。然しながら、又、決して今日の利益を無視し、個人の利益を無視してはならない。能く個人の利益と、公共の利益とを合致せしめ、能く今日の利益と、明日の利益とを合致せしめる所に、始めて満足の計畫、満足せらるゝに近い有利の計畫があるのである。即ち、都市計畫者は、絶えずこの點に、双方の利益を保全し、双方の意向を疏通せしむる—この點に努力せねばならない。こゝに都市計畫者の多大の苦

心は存するのである。さればこそ、歐米近年の都市計畫者は、計畫に多大の費用をかけることを避け、成し得る限り、一錢をもかけずして（市の會計から）これを遂行し得るやうにと苦心し、そのかけ得る費用を、地主の甘んじて負擔し得る程度、領解し得る程度に止むることを、大切の要件として居るのである。私は、日本の都市計畫も、こゝに至らんことを希ふて居る。震災の以前には、その方針は未だこゝに達してゐなかつた。それは、依然として歐米舊時の方針の如く、利益の補償を目的とせず、市民の諒解を要件とせず、たゞ街路の擴張整備をのみ圖る方針になつてゐた。震災後には如何。私は震災後にも、その方針の頓に刷新せらるゝに至つたことを未だ知らない。

それでアデクス法を適用するとして、東京市には、どれだけの土地を収用さるべきであるか。私はその標準を断定し兼ねるけれど、大概次のやうに思ふてゐる。

東京市に収用すべき土地の面積

一、道路のため約一割

二、公園及廣場等のため、約七分五厘

三、小學校其の他の校地、圖書館、區役所、警察署、公設市場、病院等、所謂公共的建物の建設に必要な地域、約七分五厘

以上 合計 約二割五分

四、以上は東京市の全面積を約二千四百萬坪として計算し、震災前の道路面積約一割一分強は、自然、以上の計算以外に置かるゝ筈である。

私は以上の如く、約二割五分を東京市に収用せられて然るべく、それは東京市内の地主諸君の、必ずしも口をとがらし、目を怒らして、反對し、非難さるゝ所では無いと信じて居るのである。

念のために申す。私は法律を作ると申したけれど、法律を作らなければ、實行できないと思ふて居るのでは無い。總理大臣山本伯、内務大臣後藤子は、若しこ

の主張を道理ありとし、これを行ひたい意向を有せらるゝなら、市内の地主二萬三千人、その總てを招かないでも、その重なる大地主若干名を招いて、打ち明けて相談なさるが宜しい。曰く

先般の震災、その爲に焼失された家屋が何十何萬軒、焼失された區域が千何百萬坪、急造されたバラックが何萬戸、そこに收容された罹災者が何十何萬人、死んだ者がいくら、傷いた者がいくら、離散した者がいくら、東京市は御覽の如く、一夜にして曠野に變じた。御互にこれを舊時の盛況に復し、舊時に倍する盛況を再現せしめたいのであるが、それを、誰と共に經營するかと申せば、諸君と共にである。諸君の外に其の人は無い。諸君は土地を有つて居らるゝ。凡そ他人の財産は皆焼けた。その産業は皆潰へた。然しながら、諸君の土地は皆焼かれずに居る。その土地は災前の其のまゝ、一尺も減つてゐない。一寸も壞れてゐない。他人の財産は皆焼かれ、潰され、滅茶くになり、塵灰に歸し

たけれど、諸君の財産だけは、儼然として尙存して居る。實に土地こそは不思議な天産である。その焼かれ、潰され、財産を全滅された人々に對しては相談の仕様が無い。獨り儼然として、地震にも侵されず、火事にも焼かれずに残された、天與の財産を有つて居らるゝ諸君にのみ相談する。諸君は、その財産の一分を東京市のために寄附して下さらないか。

諸君がこれを寄附して、東京市に自由な手腕を揮はして下さるれば、舊時に優つた新東京市は立ち所に成り立つのである。これ東京市民の利益であると共に日本國民の面目である。これに由つて、彼の家なき、職なき、食なき、數萬、數十萬の人々は、満足すべき新なる東京市を與へられ、其の惠福に浴するのであるが、同時に又、諸君の土地は、諸君の寄附された残りの土地は、これに由つてその價格を増し、寄附された分の價をも償ひ、寧ろそれ以上の價格を生じて、諸君の利益を増進し、且、諸君の利益と共に、併せて東京市の利益をも確

實に増進するのである。どうぞ、寄附して下さいさらないか。私はこれを東京市のために切望する。進んで日本全国のためにこれを勧誘する。

と、私は總理大臣、内務大臣が、地主の前に、その下げ難い頭を、散々お下げなさいと申すのでは無い。たい懇切に、以上の相談を持ち込まれたいと望むのである。それを持ち込まれたら、私は、多くの地主諸君は皆聴くと思ふ。喜んで聴くと思ふ。中に三人や、五人や、十人の、得心の悪い、きかぬ氣の、強情な地主があつた所で構はない。それは構はないでいゝ事と思ふ。考へて御覽なさい、復興の東京市に投せらるゝ資金は、政府だけでも十億圓、更にそれ以上、民間の資金を合すれば、少くも五十億圓を下るまい。それに由つて、めき／＼騰貴するのは地價である。東京市の地價は、その結果、その影響に由り、一齊に著るしく騰貴する。その利益を占める者は、唯、地主諸君である。即ち地主諸君はゐながらにして、その利益を受けらるゝのである。滿目荒涼の東京市に、獨り地主諸君

は、この利益を受けらるゝ天恵を有して居られる。その地主諸君に向つて、その天恵の一部を、市に向つて寄附せられたいと求むるのである。これは地主諸君の決して苦痛とせらるゝ所で無い。實利に抜け目の無い諸君である。計算に明るい諸君である。諸君は總理大臣等の説明を待たずして、その道理、その事實を明かに承知して居られる。ましてや、總理大臣等から、懇切にこの説明、勧誘があつて見れば、諸君は、この計算を、念のため、直に當つて見らるゝに相違ない。當つて見らるれば、直ぐとお分りになる。私は、その容易に得心し、勇んで寄附せらるゝことを些しも疑はない。私はアデクス法の信者である。私は、東京市に必要な公共用地の無償收用論者である。私は、かの法の趣旨をよく／＼玩味して、その方法の主要なる一部を、この時に我が東京市に適用されんことを誠實に希望する。

八 住宅の建築資金

土地は以上のやうな方法で、東京市に収用し得させる。それで東京市は、その理想の計畫を、何等の故障なしに、立案し、實行し得られるとして、さて、東京市民に對してはどうするか。それとも、どうもしないのか。一體この度の事、政府に對する政府自身の計畫は頗る厚いやうである。震災後の政府の建物は、輪奐の美、必ず人目を驚かすものがあらう。それも出来れば結構の事であるとするがさり乍ら、市民あつての物種である。市民の産業が榮へ、市民の生活が豊かにならないでは、折角宏壯な政府の建物も、何の役にも立たなくなるのであるが、その市民の生活を豊かにし、市民の産業を榮へしむる、生活の根據としての、住宅に對する、營業所に對する、政府の方針、政府の責任は如何。震災は天災、政府の關係なきこと故、市民の損害は、そのまゝ泣き寝入り、別に補給援助の途は無_い——とするか。保險金の問題は、既に行き詰つて居ると思ふが——との問ひ。

これ亦、無かるべからざるの一議論であつた。

これに對しては、私は英國の小住宅保護法を擧げて答へた。私は飽くまでも、小住宅建築者を保護したいと思ふ。その責任が市に在り、國に在ると思ふ。

先づ英國の小住宅法であるが、それは誰も御承知の事であらうから、詳しくは述べないとして、その市民で、小住宅を買ひ入れたいと思ふ者は、誰でもあれ價格四千圓以下を限度とし、その八割までを、市から低利の融通を受けることができる。これは約二十年以前の法律であるが、その後、時勢の變化、物價騰貴の趨勢に鑑み、この四千圓の制限範圍を擴張して、八千圓にのぼせ、且、その八割までを、八割五分までとした。これが現行の法律である。利子は低利とは言ふけれど、市に由つて多少の高下があり、二分五厘から四分五厘位まで、それが大概二十三年以上の長期濟崩の約束になつてゐる。

私は、略ぼかくの如き融通法を、この際の東京市民に、一般に得させたいと思

ふ。——斷るまでも無く、これは横濱や、鎌倉や、小田原や、各地にも廣く一般に及ぼす趣意である——その利子は、まさか二分五厘といふ譯には參らない。四分か、四分五厘か、乃至五分であらう。五分以下ならばいゝと思ふ。それでの標準は一萬圓以下と致したい。一萬圓以下の大小の家に、總て無差別に貸すのかと言へば、私は大凡左の如く

甲、五千圓以下のは八割

乙、より以上一萬圓以下は七割位の程度に分ちたい

五千圓の家を建つる者が、その八割四千圓を、一萬圓の家を建つる者が、その七割七千圓を、低利で、年賦濟崩法で、長期に融通せらるゝことになれば、罹災者に取り、多大の便宜、心からの深い感謝に値ひすることと思ふ。私はどうかして此く致したい。かくすれば、東京市の市街は、遠からずして復興せらるゝことと信ずる。

住宅と書いたけれど、營業所もこの中に含むのこゝろ。私は一萬圓以下の住宅を作り、營業所を作る人達に、總てこの程度の補助を與へたい考へである。

これで幾何の資金を要するかと申すに、焼失された戸数を約三十萬とし、その半數が、この標準に由り、融通を求めらる者として、約十五萬戸、一戸平均五千圓として七億五千萬圓、これをその三分の二、二十萬戸として、約十億圓、私はこの金額を約七億五千萬圓乃至十億圓位の所と思ふてゐる。それは今日傳へらるゝ政府の計畫に對し、政府の必要とせられ、東京市の必要とせらるゝ金額に對して、決して過大の割合では無いと信ずる。

但、私は、東京市の復興に要せらるゝ資金の、あまりに多大なることを忌む者である。どうかして、これを制限し緊縮したいと思ふ。私は、政府と東京市が交々その費用を制限し緊縮され、その餘し得られた資金を、成し得るだけ多く、この方に、市民の住宅を建築するこの方に廻されんことを希ふ者である。東京市

民が貧乏して、満足の商店住宅が得られない際に、東京市、中央政府が、獨り立派な建物を建てらるゝといふことは無い。東京市民の住宅商店を、満足に建て上げることは、中央政府、東京市役所の建物を、立派に建て上げられることよりも、一步、先でなければならぬ。私は、東京市役所、中央政府の建物を、低くて、小さくて、いゝと謂ふ者では無いけれど、その前後の順序は、かくあらねばならないと信ずる。それだけ、私は、東京市、中央政府の堂々たる計畫は、これを縮小し、これを後廻しにせらるゝとも、その資金は東京市民のために轉用され、利用され、以て東京市の實質的回復を先にせられんことを祈らざるを得ない。私は東京市民の住宅建築のため、政府が寛大なる資金融通の途を開かれんことを熱望する者である。

火災保険金の問題に對しては、どうしてこんな問題が起つたのか、私はその理論上の根據を知らない。私が辯ずるまでも無く、保険會社は、こんな場合の仕拂ひに應ずる約束を初めからしてゐない。それは會社の營業目的の範圍外である。政府はそれを承知で、會社の營業を許可し、その方針に由つて監督し、獎勵し來つて居る。それが今更に會社に向つて仕拂ひを促す理由がどこに在るか。假に政府が、その不合理の方針を、この際に採つたとして、會社が泣く／＼それに從へば、會社の基礎はそれだけ弱くなる。或は到底、營業の繼續に耐へられないものが出るかも知れない。然もその會社は、全國の被保險者に對する責任を荷ふて居る。會社は、東京市民にのみ對する會社では無い。その責任をどうするか。その影響をどうするか。且、保険の内容を詮議すれば、より以上の複雑な事情があつて、これに仕拂はしむることは、一種の投機を、作爲的に強行せしむる嫌ひが無いでもない。のみならず、焼き出された東京市民は、悉く保険に加入してゐた者でも無いから、保険金を仕拂はせるといふことは、一般市民を救濟するといふことにはならないで、或者は救はれ、或者は救はれず、政府の名を以て、不公平の

政策を強要したといふ結果になるのである。

かたゞ、私は、この保険金論の由つて起つた理論上の根拠を疑ふ。震災の當時朝鮮人襲來の噂は、極めて不思議な空騒ぎであつた。私は、この保険金論も、又その種の一部で無いかと思ふ。

九 財政計畫の一

復興の計畫は、貴説の通りで可からう。其の他どうにでも立て得られるとしてその財政計畫はどうするか、これが大問題である。これは前説の如く、まともに白紙を看つめて、自由に書き流し、又、勝手に書き消すといふ譯には往かない。政府の計畫は、最少額を十五億圓とし、最多額を五十億圓とし、かなり大仕掛のやうであるが、その財政計畫の要領は未だ些しも示されない。これでは、計畫の有るやうな、又、無いやうな話で、頗る心元ない。貴見はどうだ。その要領を承りたい。——と。

私は、この問ひに對し、明確な豫算を掲げて答へることはできないけれど、大體の思ふ所は、略ぼ次の如くである。

第一に、政府の所謂計畫の大小であるが、私は一概に、十五億圓だから小さい五十億圓だから大きいとは思はない。その内容次第である。内容に由つては、十五億圓でも大き過ぎる場合があり、五十億圓でも小さ過ぎる場合があらう。且、その資金の調達も、十五億圓だから調達し易く、五十億圓だから調達し難いとは限らないと思ふ。内容次第、方法次第で、五十億圓でも調達し得られ、十五億圓でも調達し得られない場合がある。——と思ふて居る。

所で、政府の計畫である。その内容は、私も聞いてゐないのであるが、帝都復興といふ名前、大藏省に臨時の營繕局が出来た關係等から考へ、所謂復興計畫は政府の建物や、その内容の整理充實等の計畫を含まず、たゞ東京市その他の復興を主とするもので無いかと思ふ。若しそうとすれば、五十億圓は頗る大き過ぎる

十五億圓も亦小さいとは思はない。私はそれを十億以下に切り詰めたい。その餘地があると思ふ。

六〇

但、それは別の論である。假に十五億圓を標準として考へるに、これを外債に由る必要は無いと思ふ。世間には外債説が頗る盛んであるが、私はその理由を解し得ない。私の思ふ所では、政府の財政には、これ位の資金を搾り出す餘裕はたしかに在る。これは外債に由るまでも無く、寧ろ政府にすゝめ、政府を促して政府の歳計の中から、儉約し、緊縮して、搾り出さしむべきである。と、私は信ずる。

それには財政上の根據を示す必要があらう。それは十一年度の現計が、その豫算に比し、二億五千三百萬圓の剩餘を生じた事實に就て、その内容を研究すれば容易に分る。私は、こゝに政府をして、この資金を搾り出させる確實の根據があると信するのである。

尤も震災のため、政府の収入の減少する額は、いくらであるか、それは概算一億圓乃至一億五千萬圓であらうといふ。宜しい、それだけ減ずるとしても、政府の十二年度に期した、經常収入の十二億五千萬圓は、依然として減らない。それは剩餘金の關係で明白である。然しながら、政府はその十二億五千萬圓を、そのまま、政府のために使つてはならない。政府はそれを節減すべきである。いくらまで節減すべきかといふに、政府は自ら十億圓臺以下にしたいと聲言して居る。――多分これまた大藏大臣の聲言であらう――假にこれを十億圓に減じ得たとすれば、そこに二億五千萬圓の餘裕が泛いて生ずる。この二億五千萬圓を、そつくり帝都復興資金の方へ振り向くべきである。復興計畫の總豫算十五億圓、それを五ヶ年に分けて、一年二億五千萬圓づゝ、これだけあれば立派にやつて往ける。外債を興す必要は無い。外債どころか、内債を起す必要も無い。

以上は大ざっぱの計算であるけれど、大體に於て、私は大過なからうと信じて

居る。中らずと雖も遠からず、當局に具眼の士あらば、必ず狼狽せずして、此の種の方針を確立するであらう。且、一言を加へて、私の所見を明かにすることを許されたい。

政府の爲さるゝ所、今回の東京市の復興は、帝都の復興として、日本國民の事業となつて居る。さすればその資金は、無論日本國民の負擔すべきである。外債に由るとしても、日本國民の負擔に歸することは勿論であるが、その意味よりもつと直接に、日本國民の、現に負擔し得る資金、現に持ち合せて居る資金、明かに才覺し得る資金を以て、經營することが適當であらう。帝都は我が國民の本據である。その中心の住居である。誰が自分の住居を借金して作らうとする。作る人もあらう。それは山師である。相場師である。帝國々民の經營する帝國の首都には、一點の山師、相場師の氣分を混ぜしめてはならない。國民の現に負擔し得る程度に止め、その成し得る限りを爲すべく、決して宏壯なる、派手なもの、

華美なもの、贅澤なものを要しない。それなら直接の國費で優に支辨し得らるゝから、必ずそうするが宜しい。若し一時の融通を必要とすれば、それは内債に由ることとし、國民の愛國的至情に訴へるが宜しい。我が國民は、我が帝都を愛し、帝都を外債に由つて作ることの耻辱を知つて居るから、必ず奮發して應募し、その必要を充すに相違ないと信ずる。私は、今日までの所謂外債論には反對する者である。

十 財政計畫の二（及復興施設の内容）

尙、話を具體的に進めるとし、私は次の如く考へて居る。

第一に、政府から帝都復興のために支出せらるゝ、前項の二億五千萬圓。

第二に、右に加へて、東京市民の愛市公債、若くは日本國民の愛帝都公債を募集して、前項と同額の二億五千萬圓。

これは三億圓にすることも、四億圓にすることも出来やうけれど、説明上の便宜のため、假に前項の政府支出額に釣合を取り、かくの如く定める。

第三に、以上の二口五億圓を基礎として、一團の法人、若くは委員会を作り、その説明は後に譲る——その團體に、債券發行の特權を與へられて、その額を假に二億五千萬圓と定める。

かくすれば、その資金は合計七億五千萬圓となる。その調達の見込は比較的容易であらう。

私は東京市の復興計畫を、大凡この程度でやり上げたいと思ひ、又やり上げ得られると信ずる。然しながら、それには計畫の範圍があり、その制限があり、事業の種類がある。それを述べて置かねばならない。私は、それを次の如く思ふのである。

一、政府の復舊事業、官衙の建築、及び、その焼失に本づく損害補填の計畫等は

總て別である。この内に入れない。

二、民間の復興事業、例へば前段に述べた、住宅建築費の低利融通のやうな計畫も別である。この計畫の内には入れない。

三、右二項を除いて、主として東京市の直接管理に屬する事業、それを以上の資金で計畫する。

但、必要の關係あるものは、市以外の事業といへども、この内に附け加へて建設せしむるを便宜とする場合があらう。それらは含ましめる。

それで、その市事業の主なる内容は

い、地下鐵道

私は、それが幾十哩必要であるかを知らない。或は五十哩と承つたこともあるが、その五十哩を、一氣に、作り上げる必要はあるまい。せめてその三十哩を作り上げれば結構であらう。その費用は

甲、一哩三百萬圓として九千萬圓

乙、一哩四百萬圓として一億二千萬圓

ろ、路面電車

これも幾十哩必要かは分らないが、大凡、五十哩乃至六十哩の新設豫算を取つて置いたら、それで差支へなからうと思ふ。その一哩當りの建築設備費は、概算二百萬圓以下であらう。さすれば

甲、五十哩として一億圓

乙、六十哩として一億二千萬圓

は、道路の擴張改良費

先づ、道路の廣さから考へてかゝらねばならないが、前に申した通り、五十間幅、六十間幅の道路は、斷じてその必要が無いとする。震災以前にあつた東京市の道路の廣さは、約二百七十萬坪であつた。私はそれを、約五百萬坪近くま

で、即ち、東京市の總面積の約二割の廣さまで、増加せしめる必要があると思ふて居る。但、その五百萬坪は

甲、直に改築を必要とする分、約四百萬坪

乙、當面の計畫以外の分、約百萬坪

と分類することが出来やう。

海外の大都市の道路は、その總面積の三割の所もあり、三割五分の所もある。道路の改築せらるゝ廣さを、約四百萬坪として、次にその改築の方法であるが私は、東京市の道路を作るに、何もアスファルトにし、木道にする必要は無いと思ふて居る。——その昔、私はこの種の道路を試験のつもりで作つた一人であるが——一體アスファルトも、木道も、共に雨には太だ弱い。東京は世界に有名な雨の多い所、その雨の多い所に、雨に弱い木道、アスファルト道を作るといふことは無い。それは寧ろ不必要の贅澤物であらう。私は、この種の計畫

を是認しない。それではどうするかと申せば

甲、瀝青マガダム(碎石道路)

乙、コンクリート、若くば煉瓦詰の類で、適當だらう。その瀝青マガダムの築造費は、東京市の十一年度の豫算で、坪當り二十五圓になつてゐた。——コンクリートは坪當り十六圓——これは今日でも同一の見當であらう。若くば多少は増加せねばならないか。それでその全體の費用は

甲、面積を四百萬坪とし、坪當り二十五圓づゝとして一億圓

乙、坪當り三十圓づゝとして一億二千萬圓

に、市の必要とする其の他の營造物

一、公園、廣場

二、橋梁、河川、運河

三、小學校、圖書館

四、區役所、警察署

五、區公會堂

六、公設市場(一區に十ヶ所位あり、全市に百五十ヶ所位あり欲しい)

七、病院

これは區立の病院で、各區に三ヶ所位あり、全市に五十ヶ所位ありの希望。

この病院は、院長を置かず、醫師を置かず、たい必要の機械、器具、調度、設備と看護婦、事務員等を置き、附近の醫師が、重要な患者を伴ひ來つて、手輕に加療し得させる仕組の所。

八、成し得れば、中學校、實業學校等も

大凡そ以上の如くにして、その費用を概算二億圓前後と見る。

は、以上の外、埋管事業

埋管事業は、市の事業とのみは限らない。遞信省にも關係があり、電燈會社、

瓦斯會社にも關係があるが、要するに同一管理者の手で、一舉に建設するを、便利にして、低廉にして、且必要と思ふ。どうかして、必ずそう致したい。

その費用、概算二億圓

大凡以上の通りである。東京市の復興に、必要とする事業の種類は數限りも無い。——築港の事は別に申す——然しながら、大凡以上の所で、その緊要な部分は網羅し得て居ると思ふ。それで、其の費用を概算すれば

甲、合計六億九千萬圓

乙、合計七億六千萬圓

となるのである。それで私は、大凡七億五千萬圓あれば、東京市の復興事業は大抵出来る。中には不足だと思はるゝ分もあらうけれど、中には充分過ぎると思はれ相な部分もある。これを加減し、これを斟酌し、緩急輕重を案じて、慎慮してかゝれば、完全とは往くまいが、一と通りの事は必らず成ると信じ、私は、この場

合の東京市の復興計畫は、大凡、この程度の範圍で、成し上げ得らるゝと思ふて居るのである。

尙、以上の費金を調達するに當り、私は二億五千萬圓を債券に由ると申した。

債券を發行するには利益のある事業が對照でなくてはならない。それには

一、路面電車

二、地下電車

三、埋管事業

の類がある。私は、略ぼかくの如き事業を引き當てに、債券を發行したらばと思ふて居る。更に、以上の資金の中には、公債がある。公債の發行にも、亦、若干の準備が必要である。私は、それには前記の三事業の中から、その幾分を負擔してくれる餘力があると思ふて居るのであるが、その外に

四、東京市役所は、その事業と經費の整理緊縮に由り、公債費の幾分かを搾り出

し得るであらう。

五、政府は、その官有地の幾部を、この際必らず東京市に交付さるゝであらう。東京市も、亦、これを懇請さるべきである。それに由つて、東京市は、亦、幾分の餘力を發見し得らるゝ筈。

六、かねて問題の、地租委譲である。政府は、この時に當り、これを東京市、横濱市等に限りに、試験的に、一時的に委譲し、東京市等をして、自由に之を調定し得せしめたらどうか。東京市はこれに由つて、又、若干の増收を期し得らると思ふて居り、従つて以上の如き公債計畫も、さしたる困難なくして、實行し得られると信じて居るのである。

尙、前節に於ては、私は政府に二億五千萬圓づゝ、年々支出せしむることが出来ると思つたのであるが、それは出来るにしても、そうすることが、政府の爲にも、東京市の爲にも、利益であり、必要であるかは、議論の存する所である。

そこで私は、こゝには、政府の補給金を只一年限りのものとして、それでも、かうすれば、かうなる。これでも、相當の事業は出来やうと思つたのである。誤解の無からんことを望む。

十一 復興の機關

帝都の復興は、固より重大の事業ではあるが、これを政府の事業として、復興院の一手で専行するのは、異様の事の如く思はれる。これは東京市當然の事業と思はれるが、外國にも、こんな變態な事例があつたか、覺束ない感じがする。――と問はれた方がある。

これに對しては、たい同感である。私も、當初からこれを不審に思ふてゐたと、答へるの外は無つた。

但、私のかく答へた意味は、東京市に與へらるゝ政府の援助を、過分不必然と思ふからでは無く、たゞその機關の組織を、問題にいたしたに過ぎない。然しな

がら、東京市長以下は、この際、政府の力にすぎり、その援助を得ることを、何よりも大切な事と考へたであらう。これが第一義である。その餘の事は第二義である。と考へたであらう。そうと思へば、東京市の今日の立ち場も、幾分理解せられない譯は無い。

次に外國の例であるが、私はこれを知らない。たゞ米國の首府ワシントンの、創業當時の例は、多少の参考の資であらう。同市は誰でも知る通り、世界に無類の、別格の市で、その豫算は、年々政府の總豫算の中に編入せられ、従つて議會で決定せられ、その歳入の四割は、必ず國庫から補給せらるゝ多年の慣例になつて居る。——五六年前までは、その補給額が五割で、俗に政府と市の半々主義と唱へられてゐた。——のみならず、同市の市民には、參政權が無い。選舉に由つて、代議士を議會に送る所謂參政權が無い。市理事者が、市民を代表して、議會の委員會に出頭し、市の計畫を説明し、その領解を求めて、補給を要請するので

ある。廣い米國に、代議士を有しない市民のある所は、たゞこゝだけであらう。

どうして、かうなつたのかと申せば、それには大統領ワシントンの、人知れざる苦心用意が籠つてゐる。御承知の通り、この市は、大統領ワシントンが、自ら測量して選定した所で、その際、ワシントンはこゝを未來百年、黨争の行はれない、特別の境にしたいと考へた。こゝは米國民の首都である。こゝに居る少數米人の市では無い。全國の米人は、こぞつてその費用を負擔すべきである。従つてそれは聯邦の議會で協議すべく、ワシントンの市會だけで協議すべき性質のもので無い。——と考へた。この點が、今日の帝都復興の場合に似て居る。帝都の復興計畫を政府の手に握り、復興院を設けて、これを專管せしめんとする山本内閣の計畫は、百二三十年前の、ワシントン市創設の場合の方針と、殆んど瓜二つである。それで大統領ワシントンは、こゝを黨争の行はれない特別の市とするにはこゝから代議士を出さないやうにして置くことが必要である。若し代議士を出さ

しむることにすれば、自然に黨派的色彩を生ずる。その黨派的色彩を生ずれば、こゝを全國の市として、全國民に均しくその經費を負擔させ、全國民一致して、この經營に任せしむる方針の邪魔になるから、こゝの市民には、その權利を得させないことにすると趣意であつた。これは無論百年以前の考へであるが、然しながら、今日の東京市民の感慨は如何であらう。

それよりも、當時のワシントンは、實に荒涼たる一寒村であつた。一寒村といふよりも、未開の荒蕪地で、附近住民の数は、寥々指を屈するばかりであつた。ワシントンは、この無人の曠野に將來の大都を打ち建てんとしたのである。然もその國家は、創業日淺く、その政府は、勿論、無産微力であつた。そこでワシントンは、その十九人の地主に向つて、直接に談判して、その地面——ワシントン市を創設するに足る大地面の寄附を求めた。寄附を求むるの外、爲すべき法は無かつたのである。十九名の地主は考へた——寄附することは一面損失の様にもある

が、然しながら、多大の利益を含んで居ることも明白である。彼等は一致してこれを受け容るゝに決し、その希望の條件として、市に必要な大通りや町々のため適當の區域を定めて、これに充當し、又、取り残し置かるゝ外、残りの區域は、政府と十九人の地主の間に半分けにし、これを住宅の建設地、若くは官衙の建築地にあてらるべしとの條件を附し、その寄附面積は實に六千百十一英町の多きに上つた今日のワシントン市は、この基礎の上に立てられたのである。これワシントンの道路の、殆んど世界一と稱せらるゝまでに廣くして、且、その官衙の所在地も、商業區域も、住宅區域も、整然として、その排列に一定の方針あり、特色あり、人目を惹く所以である。震災後の東京市を、一枚の白紙と見て、それに技術家の思ふまゝの線を、縦横に引き廻し、新規の路を作り、理想の市を作らんとするそれは、正しく百年前の、このワシントンの計畫に似て居る。それにしても、彼は住民の同情に由つて寄附せられた、無償の土地である。我は一坪いくら、幾十圓

幾百圓をかけて、無理に買上られた——買上げんとして居られる——土地である。そこに非常の相違がある。この相違を如何せん。これ東京市民の問題であり、復興院の問題であり、日本國民の問題であり、同時に二十世紀の文明の問題である。

私は、この事を思へばこそ、前に獨逸のアデクス法の事を述べて置いたのである。アデクス法の計畫も、ワシントンの計畫の通り、無償の土地に、自由の設計を試みつゝあるのであつて、その趣旨、その方法には、古今の別が無い。この時我が日本のみは、土地の買上だけに、四億餘圓の巨費を投せねばならない。四億餘圓の巨費を投じた市を以て、どうして、一錢をも投じなかつた市と競争するか。復興院の諸氏は固よりのこと、復興院の諸氏ならざる人々も、この問題を冷靜に考慮せられんことを希望する。

十二 民間の復興院

政府の復興院には飽き足りない節があるとして、然らば、この際、最も適當の機

關は何であるか。たゞ東京市役所に一任して、それで満足、安心か。——との問も起つた。

私は、特別市制を必要と思ふ者である。これより先き、東京市民は、多年特別市制の制定を希望してゐた。それは、東京市の平時の場合に必要な特別市制であつた。現今の東京市制は、實に東京市民の、平日の用にすら足りないのである。況んや、今日の如き非常特別の場合に於てをや。その到底今日の用に應ずるに足りないことは、特別市制の叫ばれた多年の聲に徴して、極めて明白である。私は、その今日の用に應ずる、特別市制の發布を望む者である。

一九〇〇年、米國のガルヴェストン市が、暴風と海嘯とに襲はれ、全市壊滅、どうすることも出来なくなつた時——たとへそれは南方の一小都會で、東京市に比すべくも無いにせよ——同市の市民は、非常の時には、非常の變革を要する、從來の市制では、今日の用に應ずるに足らないとして、先づ市制革新の方法を講

じ、從來の市長制を改めて、五名の委員制度とし、市長事務は、その五名の委員中より、一名を互選して、これに當らしめるの案を立て、勿論、議會の協賛を経て實行し、着々、好成績を挙げ、中、市民の満足し、悦服するのみか、外、各市の賞賛し、仰慕する所、一時の便法、やがて永遠の大法となり、僅々十二三年の間に、この委員制度の模倣され、適用せらるゝもの、實に四百市以上に及んだといふのは、近來、世界に喧しい顯著の事實である。非常の時、實に非常の變革を要す。ガルヴェストンのその如き變革は、何故に我が東京市の今日に適用せらるゝを得ないか。私の遺憾に感ぜざるを得ない所である。人民の爲の法律である法律の爲の人民で無い。今日こそ、實に我が市民のため、活きた法律の、生命ある適用を、必要とする時期である。私は他の何よりも先づ特別市制を必要とする。特別市制さへあつたら、敢て復興院を煩はさずとも、今日の東京市民は、今日の急に應ずる適度の備へを、必ず立て得たのであらう。——と私は信ずる。

尤も今回の變は、實に非常の變である。政府に臨時の復興院を要する如く、東京市にも臨時の機關を必要とする。たとへ特別市制にせよ、平時の機關では、これに當るに足らずと考ふるも、固より一理がある。そうとすれば、私は、政府の復興院に代へるに、民間の復興院を以てしたい希望である。その復興院は、政府のそれが内務省を主體とした如く、又、東京市役所を主體とするの組織であつて先づ東京市役所の外、東京市の道路に關係ある各役所、各會社等より、代表者を出させ、それらを集合して、一團の委員會を作らせるのである。この委員會に、多大の権限を必要とすることは申すまでも無い。東京市は、勿論、この権限をこの委員會に與へることを拒まれまい。政府も亦、これを容認するに躊躇せられないであらう。言ひ換ゆれば、東京市の復興に必要な権限を、東京市も、政府も、惜みなくこの委員會に與へらるゝであらう。目的とする所は、官廳の習慣規律に拘束されずして、比較的自由に、又、大膽に、その可しとする所を實行し得させ

以て成し得る限りの熱度と速力とを増進せしむるのである。この目的を以て、この委員會を組織し、以て、政府の復興院に代ふる民間の復興院と爲したい。私の前に申した、政府から二億五千萬圓の補給を得て、民間から二億五千萬圓の公債を募集し、合せて五億圓の資本を以て、官民合同の一法人を組織し、これに、二億五千萬圓を限度とする債券發行權を得させて、その總資本を七億五千萬圓とし、これを利用させ、活用させ、以て、急速に東京市復興の目的を達することにした、と申したのはこれである。私は、この民間の復興院の方が、政府の今回設けられた復興院よりは、遙に有効にして、時宜に適したものであると思ふ。

然らば、その委員はどこから擧げるかと申せば

- 一、東京市役所
- 二、遞信省
- 三、鐵道省

- 四、東京府
 - 五、警視廳
 - 六、東京電燈會社
 - 七、瓦斯會社
 - 八、地下鐵道會社
- 等より擧げらるべく、その他

- 九、内務省
- 十、東京商業會議所

等より擧げらるゝもいゝと思ふ。内閣に在る復興審議會はこれを廢さないののである。廢してもいゝが、廢さない方がいゝだらう。民間の空氣を注入するため、いくらか便宜であらう。かくて民間の復興院が働いて、政府の審議會に進言し、且その指揮を受け、政府と民間と相呼應して、各その力を盡すのである。東京市の

復興は、これで以て成るだらう。と、私は信ずる。無論、容易では無いが、比較的容易に成るだらう。と、私は信ずる。

それから、地租委譲の事も、この場合、これを併せ掲げて置きたい。新聞の報道に由れば、地租委譲は、政友會の説であるとあるけれど、それは私には當らない。私は政友會員で無いけれど、地租委譲を主張して居る。實は、政友會のこれを主張する數年も前から主張して居るのである。但、私は剩餘金をその財源にあてゝゐた。剩餘金の既に無くなつたこの際は、私の委譲論も、自然に行き詰りとなつた譯である。然しながら、私は尙思ふ——東京市、横濱市の今日の特別の場合である。

一、政府はこの際、東京市、横濱市に、地租を委譲され、これを以て東京市、横濱市の、缺乏を救ふの財源に充てられてはどうか。

二、地租委譲の當否を、之を以て之を試験されてはどうか。

と、蓋、東京市の復興事業の進捗に由り、最も多く利益する者は地主である。その地主も、市民の一分として、厚く保護せらるべきは、勿論であるけれど、然しながら、地主だけ特別に保護せらるべき理由は無い。然も政府が多大の資金を投じて、東京市を新粧せらるゝことは、地主を特別に保護せらるゝと、全く同じやうな結果になる。政府の地租制度では、實にこれは如何ともし難いのであるけれど、若し地租を市に委譲して、二年なり、三年なり、短い期日の間に、しばし評價を更定し、擴張さるゝことになれば、この地主偏愛の舊習は、かなり匡救さるゝことが出来るやうになるのである。私はこの希望に於て、東京市、横濱市の特別市制中に、この一項を添加せられんことを主張する。

附記

私は、東京市のため、多年、左の二種の委員會を必要と思ふてゐた。

一、道路委員會

東京市の路面並に地下に關係ある各事業者、鐵道省、逓信省、電燈會社、瓦斯會社、地下鐵道會社(既に成立し居るものと見て)東京市役所等より、各代表者を派出し、東京市の道路改修の方針計畫を議するもの。

二、東京横濱の聯合委員會

これは東京市と横濱市の、協同の利益、協同の發展を圖るため、双方より吏員を派遣せらるゝも宜しいが、吏員のみならず、民間の長老をも選出し、共に研究調査せらるゝもの。

十三 電車と自動車

東京市は、電車の補充が間に合はないで、急に一千台の自動車を海外に注文した。これは多分一時的應急の手段であらうが、それとも外に見込があらうか。且東京市は、電車の乗換切符を廢し、各系統各別の乗車賃を徴し、市民の負擔を災前に較べ、倍加することになつた。これは不都合で無いか。——と。

私は、東京市の意向を知らないが、私の思ふ所では、乗合自動車の事は、永久の考へがあつての事だらう。目先き一時的の事ではあるまい。私も夙うから、この計畫の立てらるべきことを希望してゐた。

倫敦の商業中心區域、約一半平方哩の間には、誰も知つて居る通り、路面電車は無い。その邊には、地下電車はあるが、路面電車は影も無い。その理由は略するとして、乗合自動車は、そこにも動いてゐる。その乗合自動車の乗客は、一九一二年——私の最初に倫敦を訪ふた前の年——四億六十二萬餘人であつた。念のために——その頃の電車の乗客は、八億二千八百八十一萬人、乗合自動車の乗客に比し、約二と一の割合であつた。乗合自動車は、かくの如く多大の働きをするものである。

新東京市の問題として考ふるに、新東京市も、その中心區域には、路面電車を入れないが可からう。私は一般民衆の交通のため、多大の貢獻をして居る路面電

車の效益を、無視し、輕視する譯ではないが、路面電車の通ずる所は、それだけの路面の廣さが窄められ、混雜と不便を免れない。因て、交通頻繁の中心區域にはこれを廢止し、主として地下鐵道を以て、その機關たらしむるの外、路面には乗合自動車をも以てその用に當らしむるのが、比較的安全であり、便利であると思ふ。

然らば、その路面電車を敷かきめない區域を、どこくにするかと申せば、

甲、政治區域、永田町の帝國議事堂の邊から、日比谷公園の周圍まで

乙、商業中心區域の内、丸の内の一帯

とで、現在の市役所前、日比谷公園より神田橋に至るの數線を廢するのである。その數線の代りに、地下電車を敷いて、あの邊一帯の交通者の便利に供し、且、乗合自動車を設けてこれを補ひ足すのである。私は、かうした方がいゝと思ふ。

東京市役所の注文した一千台の自動車で、それが足るかと思せば、足ると思ふ

私の二度目に倫敦に往つた時——一九一九年——その乗合自動車の數は二千二百臺であつた。但、東京市の一臺二千圓は廉過ぎるやうに思ふ。私は、それが永久の役に立つ、精巧にして、堅牢のものであるやを疑ふ。

それから、路面電車の乗車賃は、私は元來區域制論者である。近距離に乗る人は少く拂ひ、遠距離に乗る人は、多く拂ふ。それが公平、至當の賃率であると思ふて居る。ところで、今日の各系統、各別の賃率制度は、私の主張するそれにやゝ近いものである。私は主義として、必ずしもこの度の制度を非認しない。のみならず、東京市の舊電車には、約一億圓前後の公債がついてゐた。その電車が、地震のため、火事のため、一時に無くなつたとすれば、東京市民は、その舊債務と、及び新に建設せらるゝ電車費と、二重の負擔を、毎回の乗車賃で拂はねばならなくなつたのである。私は、その賃率の引き上げを、餘儀ない事情として、忍ばねばならないものと思ふて居る。

十四 東京灣の大築港は

九〇

東京灣の築港が果して必要であるか。横濱港がある以上は、東京港は必要ないらしく思はれる、そうでは無いか。東京灣に築港すれば、横濱港は必要ないらしく思はれる、そうでは無いか。若し兩港ともに必要とすれば、それを必要とする別々の目的、それに叶ふ建設の方針を、どうするか。それが重要な問題であらう——との問も起つた。

勿論これも當然の問である。私は、元來、東京築港論者で、多年これを主張し來つた者である。述べたい意見はいろいろあるが、こゝにはそれを略し、先づ他人の説を紹介することに致した。左に掲ぐるは其の一で、即ち土木行政界の權威横濱築港の設計者、古市博士の所説の一節である。

横濱港の設備の規模の大小は、東京灣築港問題の落着を待ちて、初めて決定するを得べきものなり。案するに、東京灣築港の問題は、單に時機の問題たるに

過ぎず。その他日決定せらるべきは勿論なるべし。人口百二十萬以上を有する一大都會にして、海に臨み、その海路に由り出入する貨物は、現に一年二百萬噸を超過するに拘はらず、永く此問題を抛棄し去るが如きは、決して文明國に見るべからざる現象なり。

横濱東京の關係、既に右に述ぶる如くなれば、今直に横濱港の現状を基礎として、岸接繫船所の規模を定むるは大に過ぐるの虞あり、詳説すれば、横濱港の外國貿易一年百十萬噸の貨物は、概して大船巨船の輸送にかゝるものなれば、最も岸壁荷役に依るを適當とすれども、右百十萬噸の内に、凡そ七十萬噸は、東京に於て荷役すべきものと看做すべく、差引殘四十萬噸の内、石油の如きは岸壁荷役を許さざるを以て、その昨年の輸入高十五萬噸を控除すれば、殘る所は二十五萬噸に過ぎず。故に今日に在りて、岸接繫船所の規模を定めんには、先づ二十五萬噸を以て、計算の基礎とし、將來の増加を推測して、之を計畫す

るを穩當なりとす。

この説に由れば、横濱築港の設計者たる古市博士は、當初から東京灣他日の築港を期して、横濱港を小規模に設計してゐたのである。のみならず、百二十萬以上の人口を有し、海に臨んで居る東京市が、東京自身の築港を有することは、當然の必要と認めたのである。

次に、東京灣築港の位地に關しては、復興院の技監直木博士の説を引用するを便宜と考へた。これは博士が、前年東京市に於て、専ら東京築港のために研究する所があつた頃の、結論の一節である。曰く

東京築港の計畫は、曩に古市博士の手に依りて、その根本的方針確立せり。即ち港門を羽田に置き、本港を芝浦地先に撰び、及び此兩者を連ぬるに一大運河を以てするの立案に至りては、實に我が東京灣の地勢より考察して、工費經濟上、動かすべからざるの斷案といふべく、たとへ人を替へ時を異にして策せし

むるも、到底之れ以外の妙計あることなし。

と、これを眞なりとすれば、東京灣の港門は、自然に羽田沖にきまる。羽田沖は東京港のため唯一の港門地であつて、そこ以外には適當の位地が無い譯になる。その邊の水深がいくらあるかと申せば、少くも四十尺はある。直木博士は、その四十尺の地點を相して、港門を作らんとし、古市博士は、その四十二尺の地點を擇んで居られた。その四十尺、四十二尺の港門があれば、東西洋通ひの大船は、皆それに入ることが出来る。現にパナマ運河は、その完成の標準を四〇呎とし、蘇士運河は、遙にそれ以下で、現在の水深は三〇呎である。四十尺水深の東京港が出来上つた時、若し歐米通ひの大船をこゝに入れないとすれば、それは、たい横濱港に遠慮するからの理由に過ぎないのであるが、さて折角出来上つた港に、横濱港を憚る所から、充分入り得る船を入れないことにするのが、道理であらうか。それに公正の理由があらうか。三尺の童子といへども、その辨別には惑はな

い等である。

次に對岸の支那、その港灣の形勢に就ても考へねばならない。一九一二年、黃浦江改修局が再設せられて、英、米、佛、日本等からも各委員を出し上海港改築のため、同改修局の諮問に應じた、同改修局の技師長ハイデムスタム氏はその報告に左の如く述べて居る。

更に重要な一問題は、太平洋を横斷する速達航路の終點を、亞細亞側に於て何れの港に求むべきかの問題である。地圖の上より判斷し、又、以上に述べた(略す)所から考ふれば、この終點港は、日本諸港の中の一か、又は日本と相對せる支那の沿岸、揚子江附近の沿岸内に來らねばならない。

以上の兩交通線中、將來いづれが發達すべきかは、一に支那に於て、遠洋航路船の出入に適應せる港灣が、建設せらるゝや否やにかゝる問題で、若しも此の港灣の設備が完成せらるゝなら、この大速達航路の終點が、支那に來るべきは

何等疑問の餘地が無い。

彼は太平洋横斷の汽船は、支那を終點としなければならぬ。その終點は、實に上海であると論じて居るのであるが、それは太平洋通ひの汽船の事である。歐洲通ひの汽船は如何。それをも支那を終點とせしむべきか。そうとすれば、日本を終點とする航路は一も無くなるのであるが、それで宜しいか。私は思ふ、日本にも其の一は要る。それは天然の地勢の命する所、日本の産業並に勢力の要求する所、東京港はそれに適してゐる。東京港は自然にその終點港になるであらう。私は東京港の形狀を、神戸港や、大阪港に較べて、東京港がそれらに優つて居ると速斷するのでは無い。たゞ歐洲航路の起點である、若くは終點である。日本から考へれば、それはどうしても東京港で無くてはならないと思ふのである。然り、たゞ歐洲を目的として思ふ、その爲の、終點港を日本に求むれば、東京横濱は、自然にしてその選に當るが、神戸大阪はそれに當らないといふ事になる。

私は、以上の理由からして、東京灣の大築港を必要と信じ、以て日本の商工業の發達を期せんと致して居るのである。

十五 終りに臨んで

下手の長談議、意外に長くなつて申し譯が無い。終りに臨んで尙一言を加へるのは、曰く、徐かに急げ！である。これは私の平生の標語であるが、特に今日の東京市に適する標語と思ふ。急がば廻れ！である。決して性急であつてはならない。東京市百年の事、一ヶ月や、二ヶ月の手おくれは何とでもなる。それを急ぐために、決して百年の長計を誤つてはならない。私は所謂拙速よりも、寧ろ巧遅を貴ぶ者である。

私は、ビアード博士の第一勸告が、ワシントン市建設當時の事情であると聞いて、且喜び、且悲んだ。これまで、私が同市の事情を語つたのは、一度や、二度では無つた。私はビ博士の意見が、偶然にして私の意見と一致したことを喜ぶの

であるが、然しながら、専門の研究家で無い私の、既に氣づいてゐたワシントンの事情である。日本の學界貧なりといへども、この事情を以て、當局を戒め、市民を警醒する者は、他に幾人もあるべき筈である。然るに、外來の客ビ博士に由つて、物珍らしくこれを聞くといふは何事であるか。私は我が學界の名譽のためこれを悲まざるを得ない。

さり乍ら、當時、朝鮮人及び社會主義者に關して傳へられたる無稽の流言、それに惑はされて醸したる狼狽の態度、流言を本として、無理解に、彼等に加へたる惨害の行爲は、吾人を以て思ふに、是れ、到底、日本國民の大耻辱である。永久に拭ふべからざる大耻辱である。日本國民は、この際、實にその精神の、全然空虚なることを示した。日本人の精神的鍛練は、存外空虚であつたのである。

そは兎もあれ、ランフハン少佐の當時の設計が、世上の非難を招いたことを、ビ博士は述べられたが、かくの如きは、獨りワシントンの事のみでは無い。一九

○五年の桑港の震災後にも、この非難、この恨みはあつた。技師パーナムの折角の設計は、残念にも、この時、骨抜きにされたのである。それよりも一六六六年倫敦大火の後の、クリストファー、レンの設計こそ、更にみじめな記録である。一代の天才、殆んど古今獨歩とまで謳はれた、彼の天才的設計も、當時の俗流の目には、それ程に看取されなかつた。現にその設計は、めちやく／＼に突つき壊されて、今日の倫敦市となつて残つて居る。ワシントンの如きは、まだいゝ方であらう。割合に善く往つた方であらう。兎に角、名流苦心の作が、目先の小利害、小衝突のため、妨げられ、傷つけられた例は、古今に頗る多い。

さりとて私は、今日の東京市民が、クリストファー、レンの如き、ランブハン少佐の如き、パーナム技師の如き、すぐれた設計者の、苦心の計畫を、遠慮なくめちやく／＼に打ち壊しつゝあるとは思はない。道路を五十間幅にし、六十間幅にしやうと唱へたのは、唱へた者の無理である。これを四十間幅にしやうと唱へた

のも、唱へた者の無理である。その三十間説が、遂に二十四間説に削られたのも必ずしも、これを削らした者の無理では無い。必要といふことは、決して無標準といふことでは無い。紐育の第五街は、ビ博士の知らるゝ如く、その廣さ百呎で我が十七間ばかりに當り、それでも、紐育の第五街として、絶大の譽れを世界にとどろかして居る。街路は廣いばかりが、必ずしも能ではない。私は、我が復興計畫者に對し、ビ博士が、これらの事例を示し、その躁急と妄想とを、戒められんことを願ふ。

それよりも、昨年春、ビ博士の初めて見えられた時、私は、歐米の都市計畫に、新舊二様の別のあることを説き、多大の費用をかけて、しきりに舊市街をいぢくり、新市街を作るの式は、これを舊式の計畫と稱し、これに對し、成るべく費用をかけないやうにし、従つて、一層親しく市民に近づき、先づ新計畫の方針を公示して、廣く一般の注意を促がし、その批評を聞き、領解を求め、領解の上

は、その得心して費用を負担するを待ち、市自身は一銭をも費さずして、これを實行せんとし、現に實行しつゝあるのが、即ち新式の計畫である。ピ博士が、外の事よりも、この新式の計畫、その理法と、並びにその由來とを、我が關係當事者に、説き聞かせて下されたい——と望んだことがある。どこの國でも、經濟が計畫の基礎である。經濟に合はない、算盤に合はない、辻褄の合はない計畫は、何としても成り立ち様が無い。私は、ピ博士が、この度こそは、これを我が關係者に深く説き聞かせて下さらんことを願ふ。何よりもこれが緊要である。どうぞ御注意を願ふ。

昨年言ふたこともあり、言はなかつた分もあらう。その經濟的新式の計畫を證する資料として、二三の説を紹介して置く。

技師ヘルマン、シャンゼルは、一九一〇年、大伯林設計の、懸賞募集に競争し一等賞を得た人であるが、その論文の結末に――

最後に申す、前途を望み、將來を案じて、成し得る限り、巴里や、倫敦や、紐育や、その他の都市が、都市擴張のため、必要とも思はれない費用を、多大に投じた、既往の弊にかぶれないやうに注意することが必要である。若し、本論の方針が採用せられ、且、總ての問題が、常に經濟的に、衛生的に、又、技術的に思考せらるゝなら、その時こそ、吾等は、小額の費用を以て、より好き、より衛生的な、健全の都會を建設する希望を達し得るのである。

と申して居る。彼等の目には、巴里も、倫敦も、紐育も、随分無用な費用を過ぎて居るのである。尙、獨逸の經濟學者ルドルフ、エベルスタツツは、倫敦の都市計畫協議會に招かれた際

無用に金をかけ過ぎた市街といふは、その臺地に澤山の費用をかけて、割合に建築の疎末(パッド)な所を申すので、これで獨逸が困り果て、居る方針であると説明した。さすれば、金をかけ過ぎた都市とは、獨り巴里や、倫敦や、紐育等

ばかりで無く、獨逸の都市も亦免れず、伯林も現にその弊に悩んで居るのである。されば、この弊より免かるゝやう注意することが、後の都市計畫者の、最も考慮を費す所ではなくてはならない。

英國で、都市計畫の唱首の市と目さるゝ、バーミンハム市の委員は、その大陸の都市視察の結果を報告するに當り(一九一〇年)眞つ先に注意を要することとして、この經濟的注意の事項を擧げ

獨逸の都市計畫、就中、ある二三の都市計畫が(サム、タウン)贅澤に過ぎて居るといふ事實は、疑ひを容れない。さりながら、英國は、獨逸の得た總ての經驗に鑑みる利益を有するのである。今後いづれの提案に對しても、先づその經濟的效果を、殊に注意して考慮せらるゝなら、所謂郊外地の新發展計畫は、獨り美觀の上のみならず、並びに租税負擔者のためにも、地代(家賃をも含む)負擔者のためにも、有利な結果をもたらすに相違ない。

と論じて居る。然り、經濟が本である。總て經濟的にやらねばならない。彼に於て然るが如く、我に於てもその通りである。都市計畫といふことは、決して日本の或人々の夢想する如く、贅澤にして、機械的な、非經濟的なものでは無い。私は、理想の東京市を望むことに於て、人一倍熱心な者であるが、然しながら、それ故に、その贅澤を忍ぶとは申さない。反つて、それ故に、節約を望むのである。節約は善く大事を成すが、贅澤は決して大事を成さない。私は再興東京の計畫が、緊縮の上にも、緊縮を加へられんことを望む。

さりとして、クリストファー、レンならば、ランフハン少佐ならば、技師バーナムならば、徒らに、その超凡の技能と計畫を阻んではならない。その兼ね合が大事である。

卷頭に掲ぐるは、ランフハン少佐の、ワシントン市のための設計圖である。この圖は、少佐の設計通りには運ばれなかつたこと、ピ博士の申された通りであ

るが、然しながら、ワシントン市に遊んだ者は、大概、これを世界に有数な、見事な都市だと思ひ、少佐の設計の改刪され、廢毀された事實を、氣着かすに過すやうである。少佐の設計は、流石に巧みである。その裏に掲ぐるは、クリストフハー、レンの倫敦の設計圖である。この設計はランフハン少佐の設計の壞されたよりも、より以上に壞された。それで倫敦に遊んで、その不便をかこつ者は、しばく、レンの原設計の壞されたことを嘆惜するのである。

靜にこの兩國を併せ看る人は、理想の都市を計畫せらるゝに於て、思ひ當らるゝ所が必ず多いであらう。

(畢)

大正十二年十二月五日印刷
大正十二年十二月十日發行

作らるべき東京

定價金五拾錢

著作
所有

著者 田川大吉郎
發行者 波多野重太郎
印刷者 大杉直次郎

發兌元 東京市牛込區 早稲田鶴卷町 (振替長野三一六六番) 電話牛込一六五三番 巖松堂書店

販賣店 東京市麴町區 永樂町 (電話丸之内) 丸之内ビルディング 六九七(二四〇六番) 巖松堂書店出張所

525
47

終